

書記官送達
令和4年2月14日受付

13:35



令和4年2月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

[REDACTED] 所得税更正処分等取

消請求事件（以下、順に「第1事件」、「第2事件」、「第3事件」という。）

口頭弁論終結日 令和3年9月24日

5 判 決

[REDACTED]
第1事件原告

[REDACTED]
(以下「原告母A」という。)

10 [REDACTED]
第2事件原告

[REDACTED]
(以下「原告長男A」という。)

[REDACTED]
第3事件原告

[REDACTED]
(以下「原告長男B」という。)

15 [REDACTED]
第3事件原告

[REDACTED]
(以下「原告会社」という。)

同代表者代表取締役

上記4名訴訟代理人弁護士

辻 佳 宏

中 島 玲 史

20

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

同代表者法務大臣

古 川 槟 久

処 分 行 政 庁

札 幌 西 稅 務 署 長

25

処 分 行 政 庁

吉 田 真 澄

旭 川 東 稅 務 署 長

同 指 定 代 理 人

藤 隆 樹
貝 由 香
淵 政 博
猪 股 太
久 恵 樹
大 西 行
森 菲 計
朴 池 彦
中 澤 黙
傳 友 規
法 章 規
由

10

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

15

第 1 請求

1 第 1 事件に係る請求

20

札幌西税務署長（以下「本件税務署長1」という。）が平成29年6月2日
付けて原告母Aに対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下
「所得税等」という。）の更正処分（ただし、裁決により一部取り消された後
のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該更正処
分を「本件更正処分（原告母A分）」という。）のうち、未公開分株式等課税
譲渡所得等の金額（租税特別措置法37条の10第1項（平成26年法律第1
0号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「株式等に係る課税譲渡所得等
の金額」のうち、平成20年法律第23号附則43条2項所定の「上場株式等
に係る課税譲渡所得等の金額」以外の金額のこと。以下同じ。）零円及び納付
すべき税額マイナス130万9800円を超える部分並びに過少申告加算税の

25

賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該賦課決定処分を「本件賦課決定処分（原告母A分）」という。また、本件更正処分（原告母A分）及び本件賦課決定処分（原告母A分）を併せて「本件更正処分等（原告母A分）」という。）を取り消す（なお、納付すべき税額のマイナスは、還付金の額に相当する税額のことを意味する。また、本判決では、税額につき、納付すべき税額が増加する方向及び還付金の額に相当する税額が減少する方向をプラス、納付すべき税額が減少する方向及び還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスとみて、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」、ある金額よりもマイナス方向の部分を「超えない部分」と表現する。以下同じ。）。

2 第2事件に係る請求

本件税務署長1が平成29年6月2日付けで原告長男Aに対してもした平成25年分の所得税等の更正処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該更正処分を「本件更正処分（原告長男A分）」という。）のうち、未公開分株式等課税譲渡所得等の金額零円及び納付すべき税額マイナス69万2537円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該賦課決定処分を「本件賦課決定処分（原告長男A分）」という。また、本件更正処分（原告長男A分）及び本件賦課決定処分（原告長男A分）を併せて「本件更正処分等（原告長男A分）」という。）を取り消す。

3 第3事件に係る請求

(1) 本件税務署長1が平成29年5月9日付けで原告長男Bに対してもした平成25年分の所得税等の更正処分（以下「本件更正処分（原告長男B分）」といふ。）のうち、総所得金額1875万2000円及び納付すべき税額10万1700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本

件賦課決定処分（原告長男B分）」という。また、本件更正処分（原告長男B分）及び本件賦課決定処分（原告長男B分）を併せて「本件更正処分等（原告長男B分）」という。）を取り消す。

- 5 (2) 旭川東税務署長（以下「本件税務署長2」という。）が平成29年5月9日付けで原告会社に対してした平成25年8月分の源泉徴収に係る所得税等（以下「源泉所得税等」という。）の納税告知処分（以下「本件納税告知処分（原告会社分）」といふ。）及び不納付加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分（原告会社分）」といふ。また、本件納税告知処分（原告会社分）及び本件賦課決定処分（原告会社分）を併せて「本件納税告知処分等（原告会社分）」といふ。）を取り消す。

10 第2 事案の概要

原告会社は、平成25年8月22日に、原告母A、原告長男A、[REDACTED]（以下「訴外長女A」といふ。）及び[REDACTED]（以下「訴外二女A」といふ。）から、原告会社の株式7498株を取得した上で（以下、これに係る取引を「本件取引1等」といふ。また、このうち、原告母A及び原告長男Aに係るものと「本件取引1」といい、原告母Aに係るものと「本件取引1（原告母A分）」といい、原告長男Aに係るものと「本件取引1（原告長男A分）」といふ。）、原告長男Bに対し、当該株式7498株を処分した（以下、これに係る取引を「本件取引2」といふ。）。

20 第1事件は、原告母Aが、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告母A分）」といふ。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引1（原告母A分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告母A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をしたことから、原告母Aが、前記第1の1のとおりの取消しを求めた事案である。

第2事件は、原告長男Aが、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告長男A分）」という。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引1（原告長男A分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告長男A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をしたことから、原告長男Aが、前記第1の2のとおりの取消しを求めた事案である。

第3事件のうち原告長男Bの請求に係るものは、原告長男Bが、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告長男B分）」という。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引2は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告長男B分）をしたことから、原告長男Bが、前記第1の3(1)のとおりの取消しを求めた事案である。

第3事件のうち原告会社の請求に係るものは、本件税務署長2が、上記の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務（同法183条1項の規定による源泉徴収義務のこと。以下同じ。）を負うことになるなどとして、本件納税告知処分等（原告会社分）をしたことから、原告会社が、前記第1の3(2)のとおりの取消しを求めた事案である。

1 主な関係法令等

主な関係法令等は、別紙1のとおりである（なお、本件の争点と関係しない部分については適宜省略している。また、別紙1において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略す

る。) 又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等

ア 原告会社は、塗料・接着剤・染料・防水剤・コーティング材の販売及び調合塗料の製造等を目的として [REDACTED] に設立された株式会社 (ただし、当該設立当初は有限会社) である。また、原告会社の平成 22 年 7 月 21 日から平成 23 年 7 月 20 日までの事業年度 (以下「平成 23 年 7 月期」といい、原告会社の他の事業年度についても同様に表記する。) から平成 25 年 7 月期までの法人税の各確定申告書には、自らの「事業種目」が「塗料・建材等卸」である旨が記載されており、原告会社のホームページにも、「[REDACTED]」である旨が記載されていた。(甲 1, 乙 3, 4)

イ 原告長男 B は、原告会社の代表取締役であった [REDACTED] (以下「訴外父 B」という。) と [REDACTED] (以下「訴外母 B」という。) の子であり、[REDACTED] からは、原告会社の代表取締役を務めていた。(甲 1, 19, 乙 2)

ウ 原告母 A は、[REDACTED] (以下「訴外父 A」という。) の配偶者であり、原告長男 A、訴外長女 A 及び訴外二女 A は、原告母 A と訴外父 A の子であるところ、この訴外父 A は、訴外父 B の弟であり、[REDACTED] まで、原告会社の取締役を務めていたが、その後、[REDACTED] に死亡した (以下、これに係る相続を「訴外相続」という。)。(甲 1, 20, 乙 1, 2, 28)

エ [REDACTED] 税理士 (以下「本件税理士」という。) は、長年にわたって、原告会社の顧問税理士を務めていたものであり、[REDACTED] から原告会社の監査役も務めていたところ、前記アの各確定申告書のほか、原告長男 B の平成 22 年分の贈与税の申告書 (以下「訴外贈与税申告書」という。) 並びに原告母 A、原告長男 A、訴外長女 A 及び訴外二女 A

の訴外相続に係る相続税の申告書（以下「訴外相続税申告書」という。）

などの提出に当たり、税務代理の委任を受けていた。（甲1，19，20，乙2，3，9，10）

(2) 原告会社の株式等

ア 原告会社の株式は、譲渡制限株式であり、それを譲渡するためには、原告会社の取締役会の承認を受けることが必要とされていた。（甲1，乙5）

イ 原告会社は、単元株式数を定款で定めておらず、原告会社の株主は、その有する株式1株につき1個の議決権を有するものとされていた。（甲1，乙5）

ウ 原告会社の定款上、原告会社の発行可能株式総数を24万株とし、「額面株式1株の金額」を100.0円とする旨が記載されているところ（以下、この金額を「額面」という。），遅くとも平成13年9月6日以降、原告会社の発行済株式の総数は、6万株であった。（甲1，乙5）

エ 平成23年7月期から平成25年7月期までにおいて、原告会社の資本金の額は、600.0万円であり、原告会社の資本準備金の額は、150.0万円であった。（甲1，乙3，6）

オ 平成23年7月期から平成25年7月期までにおける原告会社の売上高及び当期純利益並びにその期末における資産の部の合計額及び純資産の部の合計額は、次のとおりであった。（乙6）

(ア) 平成23年7月期

- a 売上高 23億5901万5817円
- b 当期純利益 2795万9658円
- c 資産の部の合計額 18億8337万1292円
- d 純資産の部の合計額 13億7758万6774円

(イ) 平成24年7月期

- a 売上高 23億7795万2189円

- b 当期純利益 2991万4890円
c 資産の部の合計額 19億2419万8042円
d 純資産の部の合計額 13億8568万5664円

(ウ) 平成25年7月期

- a 売上高 24億6837万9416円
b 当期純利益 2903万2815円
c 資産の部の合計額 18億7739万7137円
d 純資産の部の合計額 13億8387万9239円

カ 平成25年7月期における原告会社の従業員数は、40人以上50人未満であった。(乙7)

キ 本件取引1及び2の前後における原告会社の株主ごとの株式数は、別紙2の表のとおりであった。(甲8, 19, 20, 乙3, 8, 11, 14, 15)

(3) 本件取引1及び2等

アケ 原告長男Bは、訴外父Bから、平成22年12月25日に、原告会社の株式4000株の贈与(以下「訴外贈与」という。)を受けた。(乙9)

イ(イ) これを受け、原告長男Bは、平成23年3月11日に、訴外贈与税申告書を提出した。この訴外贈与税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されており、その添付資料である贈与契約書及び計算明細書にも、その旨が記載されていた。(乙9)

イ(ア) 平成25年7月4日に、訴外相続の相続人であった原告母A、原告長男A、訴外長女A及び訴外二女Aの間で、訴外相続に係る遺産分割協議が成立したところ、これにより、訴外父Aが生前有していた原告会社の株式3703株については、原告母Aが相続することになった。これに

係る遺産分割協議書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されており、その末尾には、それぞれの署名及び押印がされていた。(乙13)

(イ) これを受け、原告母A、原告長男A、訴外長女A及び訴外二女Aは、平成25年7月5日に、訴外相続税申告書を提出した。この訴外相続税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3,778円である旨が記載されており、その添付資料である計算明細書にも、その旨が記載されていた。(乙10)

ウ 平成25年7月22日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同年8月22日に、これに係る本件取引1等がされた。(甲19, 20, 乙8, 14)

(ア) 謙渡人 原告母A、原告長男A、訴外長女A及び訴外二女A

(イ) 謙受人 原告会社

(ウ) 株式数 7498株 (謙渡人ごとの内訳は、次のとおりである。)

a 原告母A 5373株

b 原告長男A 1670株

c 訴外長女A 265株

d 訴外二女A 190株

(エ) 単価 1株当たり3000円

エ 平成25年8月2日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員(ただし、原告長男Bを除く。)の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月22日に、これに係る本件取引2がされた。(甲19, 20, 乙14, 15)

(ア) 謙渡人 原告会社

(イ) 謙受人 原告長男B

(ウ) 株式数 7498株

(エ) 単価 1株当たり3000円

5 (4) 本件訴えの提起に至る経緯等

ア(ア) 原告母Aは、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙3の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告母A分）を提出した。（乙16）

10 (イ) 原告長男Aは、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙4の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告長男A分）を提出した。（乙16）

(ウ) 原告長男Bは、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙5の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告長男B分）を提出した。（乙16）

15 イ(ア) 本件税務署長1は、その担当職員による調査に基づき、本件取引1（原告母A分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成29年6月2日付けで、別紙3の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告母A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をした。（甲2）

20 (イ) 本件税務署長1は、上記(ア)の調査に基づき、本件取引1（原告長男A分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成29年6月2日付けで、別紙4の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告長男A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をした。（甲3）

(ウ) 本件税務署長1は、前記(ア)の調査に基づき、本件取引2は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、平成29年5月9日付けて、別紙5の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告長男B分）をした。（甲4）

(エ) 本件税務署長2は、その担当職員（以下、前記(ア)の担当職員と併せて「本件調査担当職員」という。）による調査（以下、前記(ア)の調査と併せて「本件調査」という。）に基づき、上記(ウ)の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務を負うことになるなどとして、平成29年5月9日付けて、別紙6の表の「納税告知処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件納税告知処分等（原告会社分）をした。（甲5）

ウ(ア) 原告母Aは、本件更正処分等（原告母A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）を不服として、平成29年8月30日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けて、別紙3の表の「裁決」欄のとおり、その一部のみを取り消す旨の裁決をした。（甲6）

(イ) 原告長男Aは、本件更正処分等（原告長男A分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）を不服として、平成29年8月30日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けて、別紙4の表の「裁決」欄のとおり、その一部のみを取り消す旨の裁決をした。（甲7）

(ウ) 原告長男Bは、本件更正処分等（原告長男B分）を不服として、平成29年6月14日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けて、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲8）

(乙) 原告会社は、本件納税告知処分等（原告会社分）を不服として、平成29年6月14日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けで、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲9）

5 エ 原告らは、平成30年9月18日に、本件訴えを提起した。

3 爭点及び争点に関する当事者の主張

本件更正処分等（原告母A分）、本件更正処分等（原告長男A分）、本件更正処分等（原告長男B分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性に関する被告の主張は、別紙7から10までのとおりであるところ（なお、別紙7から10までにおいて定義した略語については、以下においても用いることとする。），このうち、本件では、①本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等、②本件取引2によって享受した経済的な利益が同法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等、③本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等がそれぞれ争点になっている。これらの争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

15 (1) 争点①（本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等）について
ア 被告の主張

20 (ア) a 講渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合においても（なお、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、同号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基団となる

資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。)、既に生じている増加益を具体的に把握することができることから、同項は、当該場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなす旨を規定している。

そして、居住者が発行会社に対してその株式を譲渡した場合において、それにより交付を受けた対価の額がその時における価額の2分の1に満たない金額であったときには、所得税法25条1項及び59条1項並びに租税特別措置法37条の10第3項の規定により、その対価の額から当該株式に対応する資本金等の額を控除した部分については、なし配当の金額とされる一方で、その時における価額に相当する金額からなし配当の金額を控除した部分については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることになる。

b また、所得税法59条1項所定の「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値をいうところ、この客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではないし、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からも、あらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価するのが合理的である。そこで、課税実務上、居住者が株式を譲渡した場合における同項所定の「その時における価額」については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、特に取引相場のない株式の価額については、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。これによる評価方法は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるから、その評価方法によって算定された価額については、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を

適切に算定することができない特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、同項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

- c 本件取引1についてみると、原告母A及び原告長男Aは、いずれも評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するものの、原告母A及び原告長男A並びにその直系血族等である訴外長女A及び訴外二女Aの有する議決権の合計数が、原告会社の議決権総数の約24.7%にとどまることが認められるから、いずれも評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」には該当しないことになる。そのため、評価通達178所定の「大会社」、「中会社」又は「小会社」のいずれに該当するかを判定するに当たって、基本通達59-6の(2)の規定が適用されることはない。そこで、評価通達178の規定によって判定すると、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるから、この金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。
- d 本件取引1は、上記cの金額（1株当たり1万6567円）の2分の1に満たない金額（1株当たり3000円）により原告会社の株式5373株及び1670株をそれぞれ譲渡したものであるから、いずれも所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められる。
- (イ) これに対し、原告母A及び原告長男Aは、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理さ

れるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告母A及び原告長男Aと原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それもって、原告母A及び原告長男Aが原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。また、譲渡所得に対する課税は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

(イ) また、原告母A及び原告長男Aは、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告母A及び原告長男Aから他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、

保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、本件取引1の時においてその対象とされた原告会社の株式5373株及び1670株につき既に生じている増加益を課税の対象としたとしても、何らの問題はないし、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

(エ) さらに、原告母A及び原告長男Aは、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、算定根拠等の合理性が明らかである場合には、それによるべきであるし、当該場合にまで基本通達59-6の規定を形式的に適用する必要はないという趣旨のものにとどまる。そして、本件で問題になる本件取引1の対価の額(1株当たり3000円)は、単に原告会社の株式の額面(1株当たり1000円)を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するということもできない。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

イ 原告母A及び原告長男Aの主張

(ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の取得に

ついては、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引1は、原告会社が自己株式を取得したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、株主と発行会社との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Aから100円(1株当たり1円)で当該株式100株を取得したという事例を想定する。この場合、①株主Aに支払った100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部から控除されるため、当該発行会社の純資産価額は9900円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は900株になる。そして、②株主Aは、もともと合計8000円相当の当該株式800株を有していたところ、当該取得後は、当該発行会社から100円の支払を受ける代わりに、当該株式100株を失い、合計7700円相当の当該株式700株を有することになるから、結果として、200円相当の不利益を被ることになる。他方で、③株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該取得後は、合計2200円相当の当該株式200株を有することになるから、結果として、200円相当の利益を享受することになる。このように、自己株式の取得においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との

間では、何らの利益も移転することはない。

そうすると、自己株式の取得である本件取引①がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告母A及び原告長男Aと原告会社との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告母A及び原告長男Aが原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められないし、本件取引①により保有期間中の増加益が実現したとみなして株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないとすべきである。

(イ) また、例えば、ある発行会社が5万円でその株式1株を発行していたところ、株主Aが他の者から3万円で当該株式1株を取得した後に、当該発行会社が株主Aから10万円で当該株式1株を取得したが、その時における価額が30万円であったという事例を想定する。この場合、①後者の取得における対価の額(10万円)から当該株式1株に対応する資本金等の額(5万円)を控除した部分(5万円)については、所得税法25条1項の規定により、みなし配当の金額として配当所得に対する課税の対象とされ、また、②当該株式1株に対応する資本金等の額(5万円)から前者の取得における対価の額(3万円)を控除した部分(2万円)については、租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになるが、被告の主張を前提とすると、これだけでなく、③後者の取得の時における価額(30万円)から後者の取得における対価の額(10万円)を控除した部分(20万円)についても、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになる。

しかしながら、次に述べるところによれば、上記③の部分についてまで、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定

により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許さ
れないというべきである。

a 所得税法 59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基
因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点におい
て生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなく
なる事態を防止するため、その時における価額に相当する金額により
資産の譲渡があつたものとみなすこととしたものと解される。そして、
前記(ア)で述べたように、仮に自己株式の取得が廉価でされた場合には、
これによる経済的な利益がその相手方であった株主から他の株式を有
する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に
当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含
まれることになるから、当該場合に同項の規定を適用しないとしても、
課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはな
らないし、当該他の株式を有する株主に対する贈与税の課税の対象と
することが検討されるにとどまるものと解される。

b また、例えば、ある発行会社の発行済株式の総数が 100 株で、株
主 A が当該株式の全てを有する状況において、当該発行会社が無償で
当該株式 99 株を取得した後に、株主 A が他の者に当該株式 1 株を譲
渡したという事例を想定した場合、被告の主張するように、所得税法
59条1項の規定を適用すると、前者の取得の時において当該株式の
99% に生じていた保有期間中の増加益については、後者の譲渡の段
階で課税の対象とされるだけでなく、前者の取得の段階でも課税の対
象とされることになる。そのため、このような場合にまで同項の規定
を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を
招く結果となり、憲法 29 条の規定に反して許されないというべきで
ある。

c そして、租税特別措置法37条の10第3項の規定をみても、自己株式の取得によって現に交付を受けた金銭の額等について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす旨を規定するものにとどまし、自己株式の取得を資産の譲渡とみなして、それが廉価でされたときに所得税法59条1項の規定を適用する旨までは規定していないと解すべきである。

これとは反対に解するのであれば、上記bで述べたように、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となるから、租税特別措置法37条の10第3項の規定は、その限りで憲法29条1項の規定に反して無効になるものと解される。

d なお、租税特別措置法通達37の10-27は、自己株式の取得が廉価でされたときにも、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があることを前提とした規定を設けているが、以上で述べたところによれば、そのような解釈は、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定に反して許されないものと解される。

(イ) 仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、基本通達59-6は、自己株式の取得の場合にまで適用されることを想定した規定ではないから、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになる。そして、自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社自体に直接の利害関係はなく、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間の利害関係しか問題にならないところ、その価額を算定するに当たっても、そのような実体が考慮されるべきであるし、東京高裁平成23年(行コ)第363号同24年6月20日判決・訟務月報59巻4号1119頁等(甲17)

も、自己株式が資産ではないことを理由として、その取得価額を零円とすべき旨を判示している。そのため、自己株式の取得における所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とするのが相当である。

(エ) 以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件更正処分（原告母A分）及び本件更正処分（原告長男A分）については、いずれも違法なものと認められる。

(2) 争点②（本件取引2によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

ア 被告の主張

(ア)a 本件取引2の対価の額がその時における価額を下回るものであった場合には、原告長男Bは、原告会社から、その差額に相当する経済的な利益を享受していたことになるところ、この経済的な利益は、原告長男Bが原告会社の代表取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。そのため、当該場合には、原告長男Bについては、それに係る給与所得に対する課税がされることになり、原告会社については、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。

b ところで、基本通達36-36の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。

c 本件取引2についてみると、原告長男Bは、本件取引2によって原告会社の株式7498株を取得したものであるし、原告長男B及びその直系血族である訴外母Bの有する議決権の合計数も、原告会社の議決権総数の50%超であったことなどが認められる。そのため、原告長男Bは、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するととも

に、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、別紙12の表のとおり、1株当たり2万5633円になるから、この金額と実際の対価の額（1株当たり3000円）との差額（1株当たり2万2633円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

d 以上で述べたところによれば、原告長男Bは、本件取引2によって上記cの差額に相当する経済的な利益を享受したものというべきであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。

(1) これに対し、原告長男B及び原告会社は、本件取引2については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男Bとの間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということはできない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにどどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。そして、本件取引2が廉価でされた場合には、原告長男Bは、その時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことになるし、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、上記(1)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(ウ) また、原告長男B及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男Bに対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないから、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(エ) さらに、原告長男B及び原告会社は、本件取引2については、廉価でされたものであるとの認識がなかったこと、原告会社の代表取締役である原告長男B以外に資金調達をすることが可能で、かつ、原告会社の株式を取得する動機を有するものがいなかつたため、原告長男Bを相手方とする本件取引2をすることとしたことなどを踏まえると、原告長男Bの労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、所得税法36条1項所定の「収入」が生じたか否か、本件でいえば、原告長男Bが本件取引2によって経済的な利益を享受し

たか否かについては、客観的に判断すべきものであるし、また、本件取引2の経緯等に関して原告長男B及び原告会社の主張する事情は、むしろ原告会社の代表取締役としての地位に基づくものであったことを示しているから、それをもって、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することを否定することはできない。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(オ) 加えて、原告長男B及び原告会社は、基本通達36-36について、
10 基本通達23~35共-9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて
評価する旨を規定したものにとどまるから、基本通達59-6に準じた
一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める
例によって算定することは許されない旨なども主張している。

しかしながら、基本通達36-36は、基本通達59-6と同様に、
所得税法36条1項所定の「収入すべき金額」について規定したもので
あり、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基
本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から
189-7までに定める例によって算定するのが合理的であるし、この
ように同様の取扱いをすることは、納税者間の公平にも資するものとい
える。

20 また、評価通達178から189-7までに定める例によって取引相
場のない株式の価額を算定する場合には、株主の事業経営への影響力に
応じて評価方法が区分されており、当該影響力の乏しい少数株主につ
いては、単に配当を期待するものにとどまることから、いわゆる配当還元
方式によって評価することとされている。そして、このように少数株主
の期待の実質等に着目して当該株式の価額を算定すべきことは、基本通
達59-6の規定が適用される場面においても、基本通達36-36の

規定が適用される場面においても、等しく妥当することから、上記のように同様の取扱いをするのが相当といえる。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

イ 原告長男B及び原告会社の主張

(ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の処分については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引②は、原告会社が自己株式を処分したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の処分においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社と株主との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Bに対して100円（1株当たり1円）で自己株式である当該株式100株を処分したという事例を想定する。この場合、①株主Bから支払を受けた100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部に加えられるため、当該発行会社の純資産価額は1万0100円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は1100株になる。そして、②株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該処分後は、当該発行会社に100円を支払う代わりに、当該株式100株を取得し、合計約2755円

相当の当該株式 800 株を有することになるから、結果として、約 65.5 円相当の利益を享受することになる。他方で、③株主 A は、もともと合計 8000 円相当の当該株式 800 株を有していたところ、当該処分後は、合計約 734.5 円相当の当該株式 800 株を有することになるから、結果として、約 65.5 円相当の不利益を被ることになる。このように、自己株式の処分においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との間では、何らの利益も移転することはない。

10 そうすると、自己株式の取得である本件取引 2 がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男 B との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告会社から所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」の支払を受けたということはできないと解すべきである。

15 (ア) また、上記(ア)で述べたように、仮に自己株式の処分である本件取引 2 が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男 B に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法 9 条 1 項 16 号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまるものと解される（なお、最高裁昭和 37 年（オ）第 1007 号同 38 年 12 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 70 号 513 頁、最高裁平成 20 年（行ヒ）第 241 号同 22 年 7 月 16 日第二小法廷判決・裁判集民事 234 号 263 頁、東京高裁平成 12 年（行コ）第 215 号同 1 年 3 月 15 日判決・判時 1752 号 19 頁等参照）。

20 (イ) さらに、次に述べるところによれば、本件取引 2 に至る経緯等をみて

も、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないといえる。

a 原告母A、原告長男A、訴外長女A及び訴外二女Aは、いずれも原告会社の業務に関与していなかったため、訴外父Aの死亡に伴い、その有する原告会社の株式を取得してもらうことを希望していたところ、原告長男B及び訴外父Bは、これを承認した上、本件税理士からの指導を踏まえ、1株当たり3000円で本件取引1等をすることとした。これにより、原告会社は、新たに当該株式7498株を取得することになったところ、原告長男B及び訴外父Bは、自己株式を多数有する状況は株式会社本来の姿ではなく、経営上も望ましくないと考えていた。そこで、本件税理士からの指導も踏まえ、1株当たり3000円で当該株式7498株を処分することとしたが、資金調達をすることが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告会社の代表取締役である原告長男Bしかいなかつたことから、原告長男Bを相手方とする本件取引2をすることとしたものである。このように、原告長男Bを相手方とする本件取引2がされたのは、資金調達をすることが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告会社の代表取締役である原告長男Bしかいなかつたためであり、消去法によって決定したものにとどまるから、原告会社が原告長男Bの労務の対価として支給したものでないことは明らかである。

b また、原告長男B及び訴外父Bは、本件税理士の指導によって決定された対価の額（1株当たり3000円）が、適正な価額であると認識しており、本件取引2が廉価でされたものであるとは認識していないかったから、仮に本件取引2が廉価でされたものであり、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、それが原告長男Bの労務の対価として支給されたものである

とは考え難いし、手続的にみても、原告長男Bの労務の内容に見合う対価の額が決定された上でその支給のための決議等がされたなどとする事情は存在しない。

c 以上で述べたところによれば、仮に本件取引2が廉価でされたものであり、その時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、原告長男Bの労務の対価であったとは考え難いから、それが所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないとすべきである。

(エ) 加えて、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）は、本件取引2が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、次に述べるところによれば、いずれにも該当することはないというべきである。

a 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基本通達36-15の(1)において、「物品その他の資産の譲渡」を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価の額との差額に相当する利益を掲げている。しかしながら、前記(ア)で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区分されるものであり、発行会社の「資産」とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、「資産の譲渡」とされるべきものではない。なお、自己株式については、「新株と金庫株の相対的な差異が縮小された会社法の制定を契機として」、税法上「資産として取り扱わない」とこととされており、有価証券の範囲からも除外されることを受けて、「自己株式の譲渡対価の規定及び

有価証券の購入による取得の場合の取得価額から自己株式の取得に係るみなし配当相当額を控除する旨の規定」も削除されている（甲10〔248頁、283頁〕参照）。そのため、自己株式の処分である本件取引2が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当することはない。

b 基本通達36-36は、「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」については、その支給時の価額により評価する旨を規定している。しかしながら、前記(a)で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区分されるものであり、発行会社の資産とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、その実質は出資の受入れであり、発行会社の役員等に対する「支給」とされるべきものではない。また、基本通達36-36所定の「有価証券」は、基本通達36-36所定の「使用者」が会計上の「有価証券」として計上している資産をいうものであるから、これに自己株式が含まれることはない。そのため、本件取引2の対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することはない。

(オ) 被告の主張する評価方法は、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するというものであるが、基本通達36-36は、基本通達23~35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものにとどまる。それにもかかわらず、被告の主張によれば、これに加えて、「この場合、基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、基本通達59-6の(1)から(4)までによることを条件に、評価通達178から189-7までの例により算定した価

額とする。」との規定も設けられているものと読み替えることになるが、文理上、一般的な納税者がそのような読み替えをしてこれに従った申告等をすることは困難であるし、納税者の信頼、予見可能性等の観点からも、そのような読み替えは許されないものと解される。なお、被告は、そのような読み替えをすることが納税者間の公平にも資する旨などを主張しているが、その根拠が不明であるし、そのような漠然とした主張をすること自体、この点に関する被告の主張に根拠がないことを如実に示している。

また、被告の主張する評価方法によれば、評価通達1.8.8の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かによって、所得税法28条1項所定の「給与等」の金額が変化するという不当な事態を招くことになる。

そのため、被告の主張する評価方法によって算定された本件取引2の時における価額には、合理的な根拠がないものと認められる。

(2) 以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

(3) 争点③（本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等）について

ア 原告らの主張

(ア) 仮に本件取引1及び2の時における価額が被告の主張する金額（本件取引1の時における価額は1株当たり1万6567円、本件取引2の時における価額は1株当たり2万5633円）であったとしても、次に述べるところによれば、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であるといえる上、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われたことになるから、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

a 本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）は、本件税理士からの前記(2)イ(ウ)aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士は、[REDACTED]を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士又は監査役を務めていたものであったことから、原告長男B及び訴外父Bは、全幅の信頼を置いていた。また、原告母A及び原告長男Aは、いずれも原告会社の業務に関与していないなかつたが、訴外相続税申告書を提出するに当たつて訴外父Bから本件税理士を紹介された際に、その経歴等の自己紹介を受けており、本件税理士が高名な税理士であり、実務経験も豊富であると認識していた。そのため、原告母A、原告長男A及び原告長男Bが、当該指導によって決定されたこの対価の額について疑問を差し挟む余地はなかつたし、税負担の可能性、株主間の公平、事務負担等も踏まえた上で算定された適正な価額であると認識していた。

加えて、原告会社の株式については、従前も1株当たり3000円で取引していたし、その点につき税務指導等を受けたこともなかつたため、原告長男Bはもちろん、原告母A及び原告長男Aも、本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）が取引実績に合致するものであると認識していた。

また、原告会社の代表取締役である原告長男Bとしては、原告会社の株式を売却することは事実上困難であるため、配当の基準となる額面（1株当たり1000円）が適切と認識していたため、本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）をむしろ「高い」と感じていたし、これが廉価なものと認定されるとは考えてもいなかつた。

なお、被告の主張する訴外贈与税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されているが、原告長男Bは、その作成等を本件税理士に一任していたため、その記載を

認識していなかつたし、仮にこれを認識していたとしても、訴外贈与と本件取引1及び2とは全く異なる取引であり、これに記載された金額とその対価の額とが一致しないことに違和感を覚えないのはむしろ当然のことといえる。また、被告の主張する訴外相続税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されているが、原告母A及び原告長男Aは、それを作成した本件税理士から、これは「形式上の数字」であり、現実に取引をする時における価額とは異なる旨の説明を受けていたため、これに記載された金額については、「形式上の数字」にとどまるものと認識していた。

したがって、原告母A、原告長男A及び原告長男Bが本件取引1及び2の時における価額について錯誤に陥っていたことは明らかである。

b また、争点①及び②に関する被告の主張を前提にすると、原告らに多額の税負担が生ずることになるが、原告母A、原告長男A及び原告長男Bは、本件取引1及び2をするに当たって、本件税理士から、この点に関する指摘を受けておらず、そのような税負担が生ずるおそれがあるとは認識していなかつた。

したがって、原告母A、原告長男A及び原告長男Bが本件取引1及び2に係る税負担について錯誤に陥っていたことも明らかである。

c 本件取引1及び2をするに当たっては、1株当たり3000円が適正な価額であり、被告の主張するような多額の税負担が生じないことが当然の前提とされていたし、税務の専門家である本件税理士の関与の下でされた経緯等も踏まえると、それらは、いずれも黙示的に表示されて本件取引1及び2に係る意思表示の内容になっていたというべきである。そのため、前記a及びbの価額及び税負担についての錯誤をもって、法律行為の要素に錯誤があったと認めるのが相当であるし、仮にこの錯誤がなかつたとすれば、本件取引1及び2をすることはな

かったから、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であるといえる。

(イ) これに対し、被告は、本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったとはいえないし、仮にこれがあったとしても、原告母A、原告長男A及び原告長男Bには重大な過失があった旨などを主張している。

しかしながら、本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったと認められることは、上記(ア)で述べたとおりである。

また、本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）は、本件税理士からの前記(2)イ(ウ)aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士が、██████████を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士として経営全般に関する指導、助言等をしていたものであったことは、前記(ア)aで述べたとおりである。このような事情を踏まえると、原告母A、原告長男A及び原告長男Bに重大な過失があったなどということはできないし、反対に、税務の専門家が関与しているにもかかわらず、重大な過失があったとすると、一般的な納税者に無理を強いる結果になる。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

(ウ) また、被告は、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない旨なども主張している。

しかしながら、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことに

なるというべきである。

なお、最高裁平成29年(行ヒ)第209号同30年9月25日第三小法廷判決・民集72巻4号317頁は、上告人が、その理事長に対する債務免除をしたところ、所轄税務署長が、これに係る経済的な利益は当該理事長に対する賞与に該当するとして、源泉所得税の納税告知処分等をしたことから、上告人が、これらの取消しを求めたという事案において、「上告人は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、上告人の主張をもってしては、本件各部分が違法であるということはできない。」と判示している。債務免除が無効である場合には、当該債務免除により生じた経済的成果は初めから存在していなかったことになるはずであるし、この判例の「本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をして」いないとの判示は、文字どおり、その主張が欠けていることを指摘するものと解すべきである（なお、弁論主義第1テーゼ参照）。そして、原告らは、令和元年11月1日付けの原告第3準備書面において、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになる旨を主張しているから、この点が問題になることはない。

また、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしていたが、本件調査担当職員から、複数回にわたって、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」などと脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかつたと

いう事情があるから、それにもかかわらず、被告が本件においてこの点に関する主張をすることは、信義誠実の原則に反して許されないというべきである。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

イ 被告の主張

(ア) 原告長男Bについては、長年にわたり原告会社の代表取締役を務めていたものであり、その資産状況を十分に把握していたはずであるし、訴外父Bからの訴外贈与に伴って提出された訴外贈与税申告書に、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されていたことなども踏まえると、本件取引1及び2の時における価額と実際の対価の額との間に大差があることを認識していなかったとは考え難く、その他に、原告長男Bが原告会社の株式の価額を正しく認識することができなかつたとする事情も見当たらない。

また、原告母A及び原告長男Aについても、訴外相続税申告書に、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されていたことなどを踏まえると、本件取引1及び2の時における価額と実際の対価の額との間に大差があることを認識していなかったとは考え難く、その他に、原告母A及び原告長男Aが原告会社の株式の価額を正しく認識することができなかつたとする事情も見当たらない。

さらに、原告らの主張する錯誤は、いわゆる動機の錯誤であるところ、訴外長女A及び原告長男Bの供述等によれば、本件取引1及び2に際し、その単価が1株当たり3000円である理由等が確認されたこともないというのであり、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となっていたとは考え難いから、それをもって、法律行為の要素に錯誤があつたということはできない。

そのため、本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとは認

められない。

(イ) 仮に本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったとしても、原告らの主張によれば、原告母A、原告長男A及び原告長男Bは、本件取引1及び2の対価の額が訴外贈与税申告書及び訴外相続税申告書の記載と全く異なるものであるにもかかわらず、本件税理士の助言について何らの確認等もせずに、これを軽信したものというほかないから、原告母A、原告長男A及び原告長男Bに重大な過失があったことは明らかである。そのため、原告らが本件において錯誤無効を主張することはできないというべきである。

(ウ)a また、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない。

なお、原告らの指摘する前掲最高裁平成30年9月25日第三小法廷判決は、源泉所得税の納税告知処分等の取消しを求める事案において、納税義務の原因となる行為が無効である旨を主張するためには、当該納税告知処分等の時までに、その無効に基因して当該行為により生じた経済的成果が失われ、かつ、納税者がその旨を主張していることが必要であるという判断を示したものと解すべきであるし、この理由は、更正処分等の取消しを求める事案においても妥当するものといえる。

b これに対し、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」などと

脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかったという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨などを主張している。

しかしながら、原告らの主張するところの合意解約は、本件取引1及び2に係る意思表示が有効であることを前提とするものであるし、新たな行為について課税要件を満たすときに、それに係る課税がされるのも当然のことであるから、本件調査担当職員がそのような説明をしたとしても、何らの誤りもないといえる。また、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義誠実の原則の適用は慎重でなければならず、納税者間の公平等の要請を犠牲にしてもなおその信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情がある場合に、初めてその適用の是非が検討されるものにとどまるし、当該特別の事情があるか否かを判断するに当たっては、少なくとも、税務官庁が信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者が当該表示を信頼して行動したにもかかわらず、その後に当該表示に反する課税処分が行われたために、納税者が経済的な不利益を被ったものであるか否かという点や、納税者が当該表示を信頼して行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないか否かという点を考慮すべきものと解されるが、本件で問題にされている本件調査担当職員は、税務署長等の一定の責任を負うべき立場にある者ではないから、その本件調査担当職員による指導をもって、ここでいう税務官庁による公的見解の表示があったということはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実に加え、証拠（原告長男B本人、訴外長女A証人、

甲19, 20, 乙8, 14, 15, 27) 又は弁論の全趣旨によれば、次の事実が認めることができる。

(1)ア 原告母A, 原告長男A, 訴外長女A及び訴外二女Aは、原告会社の株式を有していたが、その業務には関与していなかったところ、原告会社においては、当該業務に関与していない株主はできる限り少ない方がよいと考えていた。そのため、当時原告会社の相談役であった訴外父Bは、訴外父Aの死亡に伴って、原告母A, 原告長男A, 訴外長女A及び訴外二女Aに対し、原告会社において当該株式を取得する意向がある旨を伝え、原告母A, 原告長男A, 訴外長女A及び訴外二女Aも、これに同意した。

イ 訴外父Bは、本件税理士に対し、上記アの点について相談したところ、本件税理士から、1株当たり3000円でその株式を取得するよう指導されたことから、当該指導に従って、1株当たり3000円で本件取引1等をすることとし、原告母A, 原告長男A, 訴外長女A及び訴外二女A並びに原告長男Bも、それに従うこととした。

15 なお、この1株当たり3000円という金額は、本件税理士が単に原告会社の株式の額面(1株当たり1000円)に3を乗じて計算したものであつた。

ウ 原告会社は、本件取引1等により、新たに原告会社の株式7498株を取得することになったところ、当時原告会社の相談役であった訴外父Bは、本件税理士からの指導も踏まえ、原告会社の代表取締役として、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男Bに対して本件取引2をすることとし、原告長男Bも、それに従うこととした。

20 (2) 平成30年9月20日に提出された原告会社の平成30年7月期の法人税の確定申告書には、その期末における原告会社の株主ごとの株式数が記載されていたところ、このうち原告長男B及び訴外母Bの株式数は、いずれも別紙2の表の「本件取引2後」欄の株式数と同数であり、原告母A, 原告長男

A、訴外長女A及び訴外二女Aについての記載はなかった。

2 争点①（本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等）について

(1)ア 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定しているところ、この譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和41年（行ツ）第8号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁、最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照）。すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基団となる資産の移転があった場合に、当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、譲渡所得等に係る総収入金額の計算に関する特例として、その計算については、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があつたものとみなすこととしたものと解される（最高裁平成30年（行ヒ）第422号令和2年3月24日第三小法廷判決・裁判集民事263号63頁参照）。

イ また、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、同項の規定により、「その時における価額」に相当する金額により譲渡があつたものとみなされることになるところ、ここでいう「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価

額をいうものと解される。

そして、所得税法施行令169条は、所得税法59条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基団となる資産の譲渡の時における「価額」の2分の1に満たない金額とする旨を規定しているところ、ここでいう「価額」の意義も、上記と同様に解するのが相当である。

ウ 原告会社の株式が取引相場のない株式に該当するものであることは、当事者間で争いがないところ、当該株式の客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではない。そこで、課税実務上、当該株式の価額については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。このような取扱いは、これによる評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものである限り、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からみても、合理的であるし、これを全ての納税者に適用することは、実質的な税負担の公平を実現し、租税平等主義の原則にもかなうものといえる。そのため、その評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるときには、その評価方法によって算定された価額については、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

エ(ア) そこで、まず、評価通達178から189-7までの規定についてみると、これらの規定は、相続税等の課税の場面における取引相場のない

株式の価額の評価方法について規定したものであり、評価会社（当該株式の発行会社）が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、原則的な評価方法を類似業種比準方式、併用方式又は純資産価額方式のいずれかに区分し、それによって評価するとしつつ、一定の少数株主が取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によって評価する旨を規定している。

このように、大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて原則的な評価方法を区分しているのは、取引相場のない株式といっても、上場会社に匹敵するような規模の評価会社に係るものから個人企業と変わらないような規模の評価会社に係るものまで千差万別であり、その規模に応じて取引の実態等が異なることを考慮したためである。そして、大会社に該当する評価会社に係るものについては、大会社に該当する評価会社が上場株式や気配相場等のある株式の発行会社に匹敵するような規模のものであり、それが通常取引されるとすれば、上場株式や気配相場等のある株式の取引価格に準じた価額が付されることが想定されることを踏まえて、それに適した類似業種比準方式によって評価することが原則とされているのに対し、小会社に該当する評価会社に係るものについては、会社財産に対する持分的な性格が強いことを踏まえて、それに適した純資産価額方式によって評価することが原則とされているところ、中会社に該当する評価会社に係るものについては、これらの中間に位置するものであることから、双方の要素を加味した併用方式によって評価することが原則とされており、また、評価の断層が殊更生じないように、評価会社の規模等に応じて評価通達179の(2)所定の「L」の割合を3段階に区分するなどの配慮もされている。これに対し、一定の少数株主が取得した当該株式について例外的な評価方法である配当還元方式によるとしているのは、議決権割合が低い一定の少数株主において

は、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、その取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によるのが相当と考えられたためであるし、その他に、具体的な内容等をみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(イ) ところで、評価通達は、相続税等の課税の場面を前提としたものであるところ、この相続税等は、相続等により財産を取得した者に対し、その取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、その課税の場面における取引相場のない株式の価額については、当該株式を取得した者の評価会社への支配力に着目して評価すべきものとされている。

これに対し、本件で問題になる譲渡所得に対する課税は、前記アで述べたように、所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税する趣旨のものであるから、その課税の場面においては、譲受人ではなく、当該譲渡人の評価会社への支配力に着目して評価すべきものと解される。そのため、その課税の場面においては、相続税等の課税の場面を前提とする評価通達の規定をそのまま用いることはできず、その差異等に応じた取扱いが必要になる。このような観点から、基本通達5.9-6は、取引相場のない株式の価額につき、基本通達5.9-6所定の一定の条件、すなわち、評価通達1.8.8の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨などの条件を付した上で、評価通達1.7.8から1.8.9-7までに定める例によって算定する旨を規定したものと解されるし、他の具体的な内容等をみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(ウ) 以上で述べたところによれば、基本通達5.9-6の規定による評価方

法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するという評価方法）は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額については、前記ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

オ 本件取引1についてみると、前記第2の2(1)イ及びウ並びに(2)イ及びキの前提事実によれば、原告母A及び原告長男Aは、本件取引1の直前において、いずれも評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するものであったものの（なお、別紙11の1の表参照）、原告母A及び原告長男A並びにその直系血族等である訴外長女A及び訴外二女Aの有する議決権の合計数が、原告会社の議決権総数の約24.7%にとどまることが認められるから、いずれも評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」には該当しないことになる。そのため、評価通達178所定の「大会社」、「中会社」又は「小会社」のいずれに該当するかを判定するに当たって、基本通達59-6の(2)の規定が適用されることはない。そこで、評価通達178の規定によって判定すると、前記第2の2(1)ア並びに(2)オ及びカの前提事実によれば、原告会社の業種が卸売業であること、総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が7000万円以上20億円未満であること、従業員数が5人超100人未満であること、平成25年7月期末以前1年間における取引金額が2億円以上80億円未満であることなどが認められるから、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、別紙11

の表のとおり、1株当たり1万6567円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。

カ そして、前記第2の2(3)ウの前提事実のとおり、本件取引1は、上記オの金額（1株当たり1万6567円）の2分の1に満たない金額（1株当たり3000円）により原告会社の株式5373株及び1670株をそれぞれ譲渡したものであり、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件更正処分（原告母A分）及び本件更正処分（原告長男A分）が違法なものということはできない。

(2) これに対し、原告母A及び原告長男Aは、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告母A及び原告長男Aと原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告母A及び原告長男Aが原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ここでいう所得税法33条1項所定の「資産」は、譲渡性を有する財産権で譲渡所得の基団となり得るものと広く含む概念であり、同項所定の「譲渡」も、その資産を移転させる一切の行為をいうものと解されるから、本件取引1がこれに該当することは明らかである。また、原告母A及び原告長男Aの主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相

手方である個人からみれば、保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、上記の趣旨が妥当するものと解される。その上、上記の趣旨からも明らかかなように、譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

(3) また、原告母A及び原告長男Aは、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告母A及び原告長男Aから他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、この趣旨が妥当することは、上記(2)で述べたとおりである。また、原告母A及び原告長男Aの主張するところの他の株式に生じた経済的な利益は、本件取引1の対象とされた原告会社の株式5373株及び1670株とは別個の資産である当該他の株式において反射的に生じたものにとどまるから、全くの同一の所得に対して二重課税をすることにはならないものと解されし、少なくとも本件の事実関係の下においては、所得税法59条1項の規定

を適用したとしても、それをもって、直ちに違法とはすることはできないというべきである。

なお、租税特別措置法は、所得税法等に対する特別法として位置付けられるものであるから、その規定するところ以外については、所得税法等の規定を適用することになるところ、本件で問題になる租税特別措置法37条の10第3項の規定等をみても、同項の規定を適用する場合において所得税法59条1項の規定の適用を排除するという趣旨の規定等は見当たらない。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

(4) さらに、原告母A及び原告長男Aは、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額(時価)により取引されたと認められる場合など、この取扱いを形式的に当てはめて判定することが相当でない場合もあること」を踏まえたものにとどまる(乙18〔685頁〕参照)。また、本件取引1の対価の額(1株当たり3000円)については、前記1(1)イの認定事実のとおり、単に原告会社の株式の額面(1株当たり10.00円)を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するということはできないし、自己株式の取得の場合と通常の売買等の場合とで、譲渡人の下で生じていた増加益に差異があるとも考え難い。

したがって、この点に関する原告母A及び原告長男Aの主張は理由がない。

(5) その他にも、原告母A及び原告長男Aは、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件更正処分（原告母A分）及び本件更正処分（原告長男A分）が違法なものということはできない。

3 争点②（本件取引2によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

(1)ア 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とする旨を規定しているところ、ここでいう「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とは、その取得又は享受の時における当該物又は権利その他経済的な利益の客観的交換価値をいうものと解される。そして、この点につき、基本通達36-36は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23~35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

15

20

25

そこで、基本通達23~35共-9の規定についてみると、基本通達23~35共-9の(4)は、基本通達23~35共-9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、基本通達23~35共-9の(4)ニにおいて、基本通達23~35共-9の(4)イからハまでに該当しないものは（なお、本件では、本件全証拠を精査しても、基本通達23~35共-9の(4)イからハまでに該当する適正な売買実例等があるとする事情は見当たらない。）、「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とする旨を規定しているが、このような抽象的な評価方法のみ

によっては、原告会社の株式のような取引相場のない株式の価額を一義的に確定することは困難である。

ところで、評価通達178から189-7までは、相続税等の課税の場面における取引相場のない株式の価額の評価方法について規定しているところ、この評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであることは、前記2(1)エア)で述べたとおりであるし、課税実務上も、そのように一般的な合理性を有するものとして定着している。そのため、所得税及び法人税の課税の場面においても、これと著しく異なる評価方法によって当該株式の価額を算定することは、大きな混乱を招くことになるから、基本通達59-6等の規定が設けられ、それぞれの課税の場面と相続税等の課税の場面との差異等に応じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によつて算定するという取扱いがされている。このような観点からすれば、基本通達36-36の規定の適用が問題になる場面においても、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によるべきとすることにも合理性があるし、その評価方法によつて算定された価額をもつて、基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に該当するものと取り扱うのが相当である。

なお、基本通達59-6の規定の適用が問題になる本件取引1の場面では、発行会社（原告会社）の株式を譲渡した譲渡人（原告母A及び原告長男A）に対する課税が問題になるのに対し、基本通達36-36の規定の適用が問題になる本件取引2の場面では、当該株式を取得した譲受人（原告長男B）に対する課税が問題になることから、後者の場面では、前者の場面で問題になる評価通達188の規定の読み替え（評価通達188の規定

における「取得した株式」などの文言を「有する株式」などの文言に読み替えること)をする必要はないものと解される。

イ そして、前記2(1)ウで述べたところも踏まえると、上記アで述べた評価方法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達5.9-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達1.78から1.89-7までに定める例によって算定する評価方法）によって算定された価額については、前記2(1)ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額が実際の対価の額を上回る場合には、その差額をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めることができるものと解される。

ウ 本件取引2についてみると、前記第2の2(1)イ、(2)イ及びキ並びに(3)ウ及びエの前提事実によれば、原告長男Bは、本件取引2によって原告会社の株式7498株を取得したものであるし、本件取引2の時において、原告長男B及びその直系血族である訴外母Bの有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことが認められる。そのため、原告長男Bは、評価通達1.88の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達1.88の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達5.9-6の(2)に準じ、評価通達1.78所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達1.78から1.89-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、別紙12の表のとおり、1株当たり2万5633円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記2(1)ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額と実際の対価の額（1株当たり3000円）との差額（1株当たり2万2633円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認める

のが相当である。

エ そして、前記1(1)の本件取引2に至る経緯等に鑑みると、本件取引2については、原告長男Bが原告会社の代表取締役としての地位に基づいて原告会社からその株式を取得したものと認められるから、それにより原告長男Bが享受した上記ウの差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は見当たらない。そのため、この経済的な利益については、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる（なお、最高裁昭和36年(オ)第298号同37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁は、「勤労者が勤労者たる地位にもとづいて使用者から受けた給付は、すべて（中略）給与所得を構成する収入と解すべ」きである旨を判示している。）。

オ 以上で述べたところによれば、原告長男Bは、本件取引2によって前記ウの差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない。

(2) これに対し、原告長男B及び原告会社は、本件取引2については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男Bとの間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということはできない旨などを主張している。

しかしながら、原告長男B及び原告会社の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を処分した場合で

あっても、それが廉価でされたものであるときには、その相手方である個人に経済的な利益が生ずることは明らかである。また、本件において、原告長男Bが享受した前記(1)ウの差額に相当する経済的な利益は、原告会社が実際の対価の額を上回る客観的交換価値を有する原告会社の株式を処分し、原告長男Bに交付したことで生じたものであるから、原告会社が支給したものと評価することができる上、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、前記(1)エで述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(3) また、原告長男B及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男Bに対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は、この経済的な利益が贈与税の課税の対象とされることを前提とするものと解されるが、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないものと解される。そして、本件取引2により享受した経済的な利益につき、原告長男Bが原告会社の代表取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであることは、前記(1)エで述べたとおりであるから、これに対して贈与税を課することはできないし、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

- (4) さらに、原告長男B及び原告会社は、本件取引2に至る経緯等に鑑みると、原告長男Bの労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)で述べたところによれば、客観的にみて、原告長男Bが本件取引2によって前記(1)ウの差額に相当する経済的な利益を享受したことは明らかである。そして、前記第2の2(3)ウ及びエの前提事実並びに前記1(1)の認定事実によれば、本件取引2については、原告会社の代表取締役として、原告会社の株式を取得する動機を有し、その相手方としても適していることから、原告長男Bが相手方とされたことが認められる上、本件取引1等において、原告会社の業務に関与していない株主はできる限り少ない方がよいと考えられていたことに鑑みると、原告長男Bが原告会社の代表取締役としてその職務を遂行していなければ、本件取引2がされることはなかつたと推認するのが合理的である。このような経緯等に鑑みると、本件取引2については、原告長男Bが原告会社の代表取締役としての地位にあってその職務を遂行していたからこそ、それがされたものであり、原告長男Bは、その地位に基づいて原告会社から当該株式を取得したものと認められるから、それにより享受した前記(1)ウの差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に原告長男B及び原告会社の主張する事情をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

- (5) 加えて、原告長男B及び原告会社は、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）は、本件取引2が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告

会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、いずれにも該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、ここでいう「物品その他の資産の譲渡」等に該当するものであることに変わりはない。また、原告らが提出した証拠（甲10）には、自己株式を「資産として取り扱わない」ととした旨などが記載されているものの、当該証拠は、法人税法の改正に関する部分の抜粋であるから、これが所得税法等の他の税法一般において直ちに妥当するものとは解されない。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(6) 原告長男B及び原告会社は、基本通達36-36については、基本通達23～35共一9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものにとどまるし、一般の納税者には困難な読替えを前提として、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することは許されない旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達36-36は、基本通達23～35共一9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定するのみで、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定していない。しかしながら、この基本通達は、法規命令ではなく、文理解釈の原則がそのまま妥当するものではないし、取引相場のない株式の価額につき、その準用する基本通達23～35共一9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」の解釈又は当てはめをするに当たって、問題状況が類似する基本通達59-6等の規定を参照

することに問題があるとは解されないから、その主張する点をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

なお、基本通達59-6は、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定しているのに対し、基本通達36-36は、明文をもって、その旨を規定しておらず、分かりにくいところがあることは否定し難く、場合によっては、信義誠実の原則に反するか否かが問題になり得るもの、本件では、基本通達36-36の規定の誤解等をしていたとする事情も見当たらず、この点が問題になることはないと解される。

したがって、この点に関する原告長男B及び原告会社の主張は理由がない。

(7) その他にも、原告長男B及び原告会社は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない。

4 争点③（本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等）について

(1) 原告らは、仮に本件取引1及び2の時における原告会社の株式の価額が被告の主張する金額であったとしても、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であり、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われることになるから、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる旨などを主張しており、原告長男B及び訴外長女Aも、本件の当事者尋問又は証人尋問において、これに沿って、価額及び税負担についての錯誤があった旨などを供述している。

しかしながら、原告長男Bについては、前記第2の2(1)イ及び(3)アの前提

事実のとおり、長年にわたって、原告会社の代表取締役を務めていたもので
あり、その資産状況を十分に把握していなかったとは考え難い上、訴外父B
からの訴外贈与に伴って提出された訴外贈与税申告書やその添付資料である
贈与契約書及び計算明細書にも、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万
3166円である旨が記載されていたことが認められるから、その原告長男
Bが当該株式の価額について1株当たり3000円にとどまるものと認識し
ていたとは、にわかには信じ難いところである。また、前記第2の2(3)の前
提事実及び前記1(1)の認定事実のとおり、本件税理士が、訴外贈与税申告書
又は訴外相続税申告書では、1株当たり1万3166円又は1万3778円
である旨を記載していたにもかかわらず、本件取引1及び2では、1株当たり
3000円とするよう指導したことに鑑みると、本件税理士は、これによ
りて税負担を圧縮することなどを意図していたものと推認するのが合理的で
あるところ、その本件税理士が原告会社の代表取締役である原告長男Bに対
して直接又は訴外父Bを介してその点を一切説明していなかったとか、原告
長男Bがその点に関する質問等を一切しなかつたとすることにも、疑問を差
し挟む余地があるというべきである。そのため、この点に関する原告長男B
の供述を採用することまではできないし、その他に、本件全証拠を精査して
も、これを裏付けるに足りる事情は見当たらない。

これに対し、原告母A及び原告長男Aについては、いずれも原告会社の業
務に関与していなかったもので、本件税理士との接点も乏しく、その株式の
価額等について誤解していた可能性を否定し難いところではあるが、他方で、
前記第2の2(3)イの前提事実のとおり、本件取引1の前である平成25年7
月4日に成立した訴外相続に係る遺産分割協議書には、原告会社の株式の評
価額が1株当たり1万3778円である旨が記載され、同月5日に提出され
た訴外相続税申告書やその添付資料にも、その旨が記載されていたことが認
められる上、訴外長女Aの供述によれば、これに記載された金額と本件取引

1の対価の額とが一致していないことを認識していたことがうかがわれるから、原告母A及び原告長男Aが当該株式の価額について1株当たり3000円にとどまるものと認識していたとすることには、疑問を差し挟む余地があるというべきであるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを裏付けに足りる事情までは見当たらない。

また、所得税などのように、課税の対象が私法上の行為それ自体ではなく、私法上の行為により生じた経済的成果である場合には、その原因となる私法上の行為が無効であったとしても、現にその経済的成果がその無効に起因して失われない限り、それに係る課税をすることは妨げられないものと解されるところ、前記1(2)の認定事実によれば、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）の後に提出された原告会社の平成30年7月期の法人税の確定申告書には、本件取引1及び2を前提とする株主ごとの株式数が記載されていたことが認められる上、その他に、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因してその対象とされた原告会社の株式の返還等をしたとする事情は見当たらない。そのため、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、それにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われたとは認められないから、それをもって、本件更正処分（原告母A分）、本件更正処分（原告長男A分）、本件更正処分（原告長男B分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(2) また、原告らは、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになるべきである旨なども主張している。

しかしながら、争点①及び②に対する当裁判所の判断を前提とすると、本件取引1及び2によって、原告母A及び原告長男Aには、本件取引1において支払われた対価の額とその対象とされた原告会社の株式に対応する資本金等の額との差額につき、みなし配当に係る配当所得が生ずるとともに、本件取引1の時における価額とその対価の額との差額等につき、譲渡所得が生ずることになり、原告長男Bには、本件取引2の時における価額とその対価の額との差額につき、給与所得が生ずることになる。このうち、争点①で問題になった譲渡所得に対する課税については、前記2(1)アで述べたように、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、仮に本件取引1に係る意思表示が錯誤無効であったとしても、それだけでは、その対象とされた当該株式につき増加益が生じていたことや自らの支配を離れて他に移転したのを機会としてそれを清算すべきであったことに変わりはないから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということはできないものと解される。また、争点②で問題になった給与所得に対する課税についても、原告長男Bが本件取引2において廉価で当該株式を取得したことにより、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことを捉えたものであるから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということはできないものと解される。そして、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基いてその対象とされた当該株式の返還等をしたとする事情が見当たらないことは、上記(1)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(3) その他にも、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解

約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」などと脅しを受けたために、その合意解約を実行することができなかつたという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨なども主張している。

しかしながら、原告らの主張するところの合意解約は、基本的には、本件取引1及び2に係る意思表示が有効であることを前提とするものであるから、それをした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還するなどしても、直ちには本件取引1及び2により生じた経済的成果がその無効に基因して失われたことにはならないし、新たな行為について課税要件を満たすときに、それに係る課税がされることは当然のことである。そのため、それだけをもって、本件調査担当職員による説明に誤りがあったということはできないし、その他に、本件全証拠を精査しても、この点に関する被告の主張が信義誠実の原則に反するものであることを基礎付けるに足りる事情は見当たらない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

5 本件更正処分等（原告母A分）、本件更正処分等（原告長男A分）、本件更正処分等（原告長男B分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性争点①から③までに対する当裁判所の判断は、以上で述べたとおりであるし、前記第2の3の本件更正処分等（原告母A分）、本件更正処分等（原告長男A分）、本件更正処分等（原告長男B分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性に関する被告の主張のうちその他の部分については、原告らも争っておらず、これを不相当とする理由は見当たらない（なお、被告は、別紙7の2(2)及び別紙8の2(2)のとおり、本件更正処分（原告母A分）及び本件更正処分（原告長男A分）に基づき新たに納付すべきことになった税額がそれぞれ1197万1000円及び384万0100円であることを前提として計算した結

果、これらに伴って原告母A及び原告長男Aに課されるべき過少申告加算税の額がそれぞれ174万円及び55万1000円になる旨を主張しているが、被告の前提とする新たに納付すべきことになった税額は、裁決により一部取り消される前のものであるから、その主張する計算過程には誤りがあるといえる。もっとも、裁決により一部取り消された後のものを前提として当裁判所において計算すると、これらの過少申告加算税の額は、それぞれ173万3000円及び54万8000円になり（なお、甲6、7参照）、いずれも裁決により一部取り消された後の本件賦課決定処分（原告母A分）及び本件賦課決定処分（原告長男A分）における過少申告加算税の額と同額になるから、それをもつて、本件賦課決定処分（原告母A分）及び本件賦課決定処分（原告長男A分）が違法なものということはできない。）。そのため、本件更正処分等（原告母A分）、本件更正処分等（原告長男A分）、本件更正処分等（原告長男B分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）については、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

28

裁判長裁判官

市原義孝

29

裁判官

小西圭

裁判官

和田 崇寛



【別紙1】

主な関係法令等の規定

1 民法の規定

民法95条（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）は、
6 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とするとした上で、同
条ただし書において、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその
無効を主張することができない旨を規定している（以下、同条の規定による無効
を「錯誤無効」という。）。

2 所得税法等の規定

10 (1) 所得税法9条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同
じ。）は、次に掲げる所得については、所得税を課さないとした上で、同項1
6号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法
の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる
ものを含む。）を掲げている。

15 なお、相続税法9条は、同法5条から8条まで及び第1章第3節に規定する
場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受
けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、
当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があ
った場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与
20 （当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみな
す旨を規定している。

25 (2) 所得税法25条1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同
じ。）は、法人の株主等が当該法人の次の各号に掲げる事由により金銭その他の
の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額
の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付
の基因となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、

この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法24条1項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすとした上で、同法25条1項4号において、当該法人の自己の株式又は出資の取得を掲げている（以下、同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額を「みなし配当の金額」という。）。

(3) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう旨を規定している。

(4) 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定している。

(5)ア 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨を規定している。

イ 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定している。

(6) 所得税法59条1項は、次の各号に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基となるものを除く。）又は譲渡所得の基となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなすとした上で、同項2号において、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）を掲げている。

そして、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、所得税法59

条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。

(7) 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において同法28条1項所定の「給与等」（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定している。

3 租税特別措置法等の規定

(1) 租税特別措置法37条の10第1項は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条2項の規定に該当する譲渡所得を除く。以下、同法37条の10第3項及び4項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨を規定している。

(2) 租税特別措置法37条の10第3項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額（所得税法25条1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用するとした上で、租税特別措置法37条の10第3項4号において、法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得により交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額を掲げている。

4 「所得税基本通達」（昭和45年7月1日付け直審(所)30ほかの国税庁長官
通達。ただし、乙18参照。以下「基本通達」という。）の規定

- (1) 基本通達23～35共一9（平成26年6月27日付け課個2-9ほかの国
税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、所得税法施行令84条
(平成28年政令第145号による改正前のもの。以下同じ。)本文所定の株
式の価額について規定しているところ、基本通達23～35共一9の(4)は、基
本通達23～35共一9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲
げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、①基本通達2
3～35共一9の(4)イにおいて、売買実例のあるものは、最近において売買の
行われたもののうち適正と認められる価額とする旨を規定し、②基本通達23
～35共一9の(4)ロにおいて、公開途上にある株式で当該株式の上場又は登録
に際して株式の公募等が行われるものは、一定の方針により決定される公募等
の価格等を参考して通常取引されると認められる価額とする旨を規定し、③基
本通達23～35共一9の(4)ハにおいて、売買実例のないものでその株式等の
発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価
額があるものは、当該価額に比準して推定した価額とする旨を規定し、④基本
通達23～35共一9の(4)ニにおいて、基本通達23～35共一9の(4)イから
ハまでに該当しないものは、権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日にお
けるその株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常
取引されると認められる価額とする旨を規定している。
- (2) 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利
その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基
本通達36-15の(1)において、物品その他の資産の譲渡を無償又は低い対価
で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価
の額との差額に相当する利益を掲げている。
- (3) 基本通達36-36（平成28年6月28日付け課法10-5ほかの国税庁

長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23～35共一9及び「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日付け直資56ほかの国税庁長官通達。

5. ただし、乙20参照。以下「評価通達」という。なお、この評価通達の規定により評価した価額のことを「相続税評価額」という。)の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

(4) 基本通達59-6(平成26年7月3日付け課資3-8ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、所得税法59条1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基となる資産が株式である場合の同項所定の「その時における価額」とは、基本通達23～35共一9に準じて算定した価額による旨を規定している。また、基本通達59-6は、この場合、基本通達23～35共一9の(4)ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、評価通達178から189-7までの例により算定した価額とするとした上で、①基本通達59-6の(1)において、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨を規定し、②基本通達59-6の(2)において、当該株式の価額につき評価通達179の例により算定する場合(評価通達189-3の(1)において評価通達179に準じて算定する場合を含む。)において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株主の発行会社にとって評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に評価通達178所定の「小会社」に該当するものとしてその例による旨を規定し、③基本通達59-6の(3)において、当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額に

よって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額による旨を規定し、④基本通達59-6の(4)において、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）」の計算に当たり、評価通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない旨を規定している。

- 5 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（平成14年6月24日付け課資3-1ほかの国税庁長官通達。ただし、乙19参照。以下「租税特別措置法通達」という。）の規定

租税特別措置法通達37の10-27（平成27年7月7日付け課資3-4ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、法人がその株主等から租税特別措置法37条の10第3項4号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等（みなし配当の金額を除く。）は株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるが、この場合における所得税法59条1項2号の規定の適用については、次によるとした上で、①租税特別措置法通達37の10-27の(1)において、同号の規定に該当するか否かの判定については、法人が当該自己の株式又は出資を取得した時における当該自己の株式又は出資の価額（以下この項において「当該自己株式等の時価」という。なお、この当該自己株式等の時価については、基本通達59-6の規定により算定するものとする。）に対し、当該株主等に交付された金銭等の額が、同号所定の「著しく低い価額の対価」であるか否かにより判定する旨を規定し、②租税特別措置法通達37の10-27の(2)において、同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額については、当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当の金額に相当する金額を控除した金額による旨を規定している。

6 評価通達の規定

- (1) 評価通達178（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官

通達による改正前のもの。以下同じ。)は、取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ評価通達179の規定によって評価するとした上で、評価通達178のただし書において、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ評価通達188又は189の規定によって評価する旨を規定している。

規模区分	区分の内容		総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数	直前期末以前1年間ににおける取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社(大会社に該当する場合を除く。)	卸売業	7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業	4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	6000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	8000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4000万円未満又は従業員数が5人以下	6000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5000万円未満又は従業員数が5人以下	8000万円未満

(2) 評価通達179(平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、評価通達178の規定により区分された大会社、中会社又は小会社の株式の価額は、それぞれ次によるとした上で、評価通達179の(1)から(3)までにおいて、次の規定を設けている。

ア 評価通達179の(1)は、大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価するとした上で、評価通達179の(1)ただし書において、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価することができる旨を規定している。

イ(ア) 評価通達179の(2)は、中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達179の(2)ただし書において、納税義務者の選択により、当該算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができる旨を規定している。

(算式)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + 1\text{株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)} \times (1 - L)$$

(イ) また、評価通達179の(2)は、上記(ア)の算式中の「L」は、評価会社の総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする旨を規定している。

a 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

b 直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
50億円以上80億円未満	12億円以上20億円未満	14億円以上20億円未満	0.90
25億円以上50億円未満	6億円以上12億円未満	7億円以上14億円未満	0.75
2億円以上25億円未満	6000万円以上6億円未満	8000万円以上7億円未満	0.60

ウ 評価通達179の(3)は、小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価するとした上で、評価通達179の(3)ただし書において、納税義務者の選択により、Lを「0.50」として前記イ(ア)の算式によって評価することができる旨を規定している。

(3)ア 評価通達180（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、評価通達179所定の「類似業種比準価額」は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とするとした上で、この場合において、評価会社の直前期末における資本金等の額を直前期末における発行済株式数（自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。）で除した金額（以下「1株当たりの資本金等の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする旨を規定している。

（算式）

$$A \times \left[\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

イ また、評価通達180の(1)は、上記アの算式中の「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による旨を規定している。

- (ア) 前記アの算式中の「A」は、類似業種の株価をいう。
- (イ) 前記アの算式中の「B」は、評価会社の1株当たりの配当金額をいう。
- (ウ) 前記アの算式中の「C」は、評価会社の1株当たりの利益金額をいう。
- (エ) 前記アの算式中の「D」は、評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。
- (オ) 前記アの算式中の「B」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの配当金額をいう。
- (カ) 前記アの算式中の「C」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額をいう。
- (キ) 前記アの算式中の「D」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。

ウ そして、評価通達180の(2)は、前記アの算式中の「0.7」は、評価通達178所定の「中会社」の株式を評価する場合には「0.6」、評価通達178所定の「小会社」の株式を評価する場合には「0.5」とする旨を規定している。

- (4) 評価通達181は、評価通達180所定の「類似業種」は、大分類、中分類及び小分類に区分して別に定める業種（以下「業種目」という。）のうち、評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあっては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあっては中分類による業種目とするとした上で、評価通達181のただし書において、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあってはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあってはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる旨を規定している。
- (5) 評価通達188は、評価通達178所定の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、評価通達188-2の規定によるとした上で、評価通達188の(1)から(4)までにおいて、次の規定を設けている。

ア 評価通達188の(1)は、同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(1)は、この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあっては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう旨も規定してい

る。

イ 評価通達188の(2)は、中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(2)は、この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の一人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう旨も規定している。

ウ 評価通達188の(3)は、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式を掲げている。

エ 評価通達188の(4)は、中心的な株主があり、かつ、同族株主のない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（前記イの役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(4)は、この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう旨も規定し

ている。

- (6) 評価通達188-2は、評価通達188所定の株式の価額は、その株式に係る年配当金額を基として、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達188-2のただし書において、その金額がその株式を評価通達179の規定により評価するものとして計算した金額を超える場合には、評価通達179の規定により計算した金額によって評価する旨を規定している。

(算式)

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

【別紙2】

原告会社の株主ごとの株式数

順号	株主名等	平成25年7月期末 (本件取引1前)		本件取引1後		本件取引2後	
		株式数 (単位:株)	割合 (単位:%)	株式数 (単位:株)	割合 (単位:%)	株式数 (単位:株)	割合 (単位:%)
①	原告長男B	6,510	21.4	6,510	28.5	14,008	46.1
②	訴外母B	1,980	6.5	1,980	8.7	1,980	6.5
③	[REDACTED]	1,940	6.4	1,940	8.5	1,940	6.4
④	[REDACTED]	1,690	5.6	1,690	7.4	1,690	5.6
⑤	[REDACTED]	4,847	16.0	4,847	21.2	4,847	16.0
⑥	原告母A	5,373	17.7	—	—	—	—
⑦	原告長男A	1,670	5.5	—	—	—	—
⑧	訴外長女A	265	0.9	—	—	—	—
⑨	訴外二女A	190	0.6	—	—	—	—
⑩	その他	5,894	19.4	5,894	25.8	5,894	19.4
⑪	自己株式	29,641	—	37,139	—	29,641	—
⑫	①～⑩の合計	30,359	—	22,861	—	30,359	—
⑬	①～②の合計	8,490	28.0	8,490	37.1	15,988	52.7
⑭	⑥～⑨の合計	7,498	24.7	—	—	—	—

(注) 「割合」欄の割合は、順号⑫の合計に占める割合を表しており、いずれも小数点第2位以下を四捨五入したものである。

【別紙3】

本件更正処分等（原告母A分）に至る経緯等

(単位：円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁決 (一部取消し)
		法定申告期限内	平成29年6月2日			
總 所 得 金 額 (②)	①	11,820,600	9,165,869			9,165,869
内 配 当 所 得 の 金 額	②	11,820,600	9,165,869			9,165,869
未公開分株式等譲渡所得等の金額	③	—	75,851,110			75,851,110
所得控除の額の合計額 (⑥ + ⑩ + ⑪)	④	505,850	505,850			505,850
内 社会保険料控除の金額	⑤	75,850	75,850			75,850
生命保険料控除の金額	⑥	50,000	50,000			50,000
基礎控除の金額	⑦	380,000	380,000			380,000
課税総所得金額 (① - ④)	⑧	11,314,000	8,660,000			8,660,000
未公開分株式等譲渡所得等の金額 (③)	⑨	—	75,851,000			75,851,000
⑩に対する税額	⑩	2,197,620	1,355,800			1,355,800
⑪に対する税額	⑪	—	11,377,650			11,377,650
計	⑫	2,197,620	12,733,450			12,733,450
配当控除	⑬	1,118,360	458,294			458,294
差引所得税額 (⑫ - ⑬)	⑭	1,081,260	12,275,156			12,275,156
復興特別所得税 (⑭ × 2.1 %)	⑮	22,706	257,778			257,778
源泉徴収税額	⑯	2,413,768	1,871,670			1,871,670
申告納税額 (⑭ + ⑮ - ⑯)	⑰	△ 1,309,800	10,661,200			10,661,200
過少申告加算税の額	⑱					1,733,000

(注) 1 「申告納税額」欄(⑰欄)の「△」は、還付金の額に相当する税額であることを表している。

2 「未公開分株式等譲渡所得等の金額」欄(③欄)の金額は、租税特別措置法37条の10第1項所定の「株式等に係る譲渡所得等の金額」のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額である。

3 「課税総所得金額」欄(⑧欄)及び「未公開分株式等譲渡所得等の金額」欄(⑩欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

4 「更正処分」欄及び「裁決」欄における「申告納税額」欄(⑰欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙4】

本件更正処分等（原告長男A分）に至る経緯等

区分		順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	(単位:円)
			法定申告期限内	平成29年6月2日	平成29年6月2日	平成29年8月30日	裁決 (一部取消し)
総 所 得 金 額 (② + ③)		①	5,221,600	4,396,475			4,396,475
内 配 当 所 得 の 金 額		②	3,674,000	2,848,875			2,848,875
訴 給 与 所 得 の 金 額		③	1,547,600	1,547,600			1,547,600
未公開分株式等譲渡所得等の金額		④	~	23,575,535			23,482,015
所 得 控 除 の 金 額 の 合 計 額 (⑥ + ⑦ + ⑧)		⑤	747,767	747,767			747,767
内 社会保険料控除の金額		⑥	317,767	317,767			317,767
生 命 保 険 料 控 除 の 金 額		⑦	50,000	50,000			50,000
訴 基 础 控 除 の 金 額		⑧	380,000	380,000			380,000
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑥ - ⑧)		⑨	4,473,000	3,648,000			3,648,000
未公開分株式等譲渡所得等の金額 (④)		⑩	~	23,575,000			23,482,000
算 出 税 額	⑨ に 対 す る 税 額	⑪	467,100	302,100			302,100
	⑩ に 対 す る 税 額	⑫	~	3,536,250			3,522,300
	計	⑬	467,100	3,836,350			3,824,400
配 当 控 除	⑭	367,400	142,444				142,444
差 引 所 得 税 額 (⑮ - ⑯)	⑮	99,700	3,695,906				3,681,956
復 残 特 別 所 得 税 (⑯ × 2.1 %)	⑯	2,093	77,614				77,321
源 泉 徴 収 税 額	⑰	794,330	625,839				625,839
申 告 納 税 額 (⑲ + ⑳ - ⑱)	⑲	△ 692,537	3,147,600				3,133,400
過 少 申 告 加 算 税 の 額	⑳				551,000		548,000

(注) 1 「申告納税額」欄(⑲欄)の「△」は、還付金の額に相当する税額であることを表している。

2 「未公開分株式等譲渡所得等の金額」(④欄)の金額は、租税特別措置法37条の10第1項所定の1株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額である。

3 「課税総所得金額」欄(⑨欄)及び「未公開分株式等譲渡所得等の金額」欄(⑩欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

4 「更正処分」欄及び「裁決」欄における「申告納税額」欄(⑲欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙5】

本件更正処分等（原告長男白分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	試験決定処分	審査請求	裁決
		法定申告期額内	平成29年5月9日			
総 所 得 金 額 (② + ③)	①	18,752,000	149,022,252			
内 記 当 所 得 の 金 額	②	1,302,000	1,302,000			
貯 紙 与 所 得 の 金 額	③	17,450,000	147,720,252			
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	④	2,688,252	2,688,252			
内 医療費控除の額	⑤	13,525	13,525			
社会保険料控除の額	⑥	1,860,827	1,860,827			
生命保険料控除及び 地震保険料控除の額	⑦	53,900	53,900			
配偶者控除の額	⑧	380,000	380,000			
基礎控除の額	⑨	380,000	380,000			
課 税 総 所 得 金 額 (① - ④)	⑩	16,063,000	146,334,000			
⑩ に 対 す る 税 額	⑪	3,764,790	56,737,600			
記 当 控 除	⑫	65,100	65,100			
差 引 所 得 税 額 (⑪ - ⑫)	⑬	3,699,690	56,672,500			
復興特別所得税 (⑬ × 2.1 %)	⑭	77,693	1,169,122			
原 庫 徵 収 税 額	⑮	3,575,668	56,667,874			
申 告 納 税 額 (⑬ + ⑭ - ⑮)	⑯	101,700	173,700			
過 少 申 告 加 算 税 の 額	⑰				7,000	

(注) 1 「課税総所得金額」欄(⑩欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 「申告納税額」欄(⑯欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙6】

本件納税告知処分等（原告会社分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	納税告知処分	賦課決定処分	審査請求	裁決
納付すべき源泉所得税等の額	①	平成29年5月9日 52,992,206	平成29年5月9日	平成29年6月14日	平成30年3月19日
不納付加算税の額	②		5,299,000	全部取消し	棄却

【別紙7】

本件更正処分等（原告母A分）の適法性（被告の主張）

1 本件更正処分（原告母A分）の適法性

(1) 被告の主張する原告母Aに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 916万5869円

標記の金額は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額であり、配当所得の金額と同額である。

(ア) 原告会社の株式に係る配当の金額 107万4600円

標記の金額は、本件確定申告書（原告母A分）に記載された原告会社の株式に係る配当の金額と同額である。

(イ) 本件取引1（原告母A分）に係るみなし配当の金額 809万1269円

標記の金額は、本件取引1（原告母A分）に係るみなし配当の金額であり、所得税法25条1項の規定により、その譲渡価額1,611万9000円から、資本金等の額4535万9000円（後記a及びbの金額の合計額から後記cの金額を控除した金額）を原告会社の発行済株式の総数3万0359株（ただし、自己株式の数を控除した後のもの）で除した上でその対象とされた原告会社の株式5373株を乗じた金額である802万7731円（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの）を控除した金額である。

a 原告会社の資本金の額 6000万円

b 原告会社の資本準備金の額 1500万円

c 自己株式の額 2964万1000円

イ 未公開分株式等譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、平成20年法律第23号附則43条2項所定の「上場株式等に係る譲渡所得

等の金額」以外の金額のこと。以下同じ。) 7555万0222円

標記の金額は、本件取引1(原告母A分)に係る未公開分株式等譲渡所得等の金額であり、後記(ア)の金額から後記(イ)及び(ウ)の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 本件取引1(原告母A分)に係る収入金額 8092万3222円

所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなされることになるところ、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6の規定により、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告母A及び原告長男Aは、いずれも評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」に該当しないことから、基本通達59-6の(2)の規定が適用されることはなく、評価通達178の規定によって判定すると、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1(原告母A分)の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるところ、本件取引1(原告母A分)は、1株当たり3000円で原告会社の株式5373株を譲渡したものであるから、同号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものといえる。そのため、本件取引1(原告母A分)は、当該株式5373株のその時における価額に相当する金額である8901万4491円により資産の譲渡があったものとみなされることになるから、その金額から前記ア(イ)の金額を控除した金額である8092万3222円が、それに係る収入金額になる。

(イ) 取得費の額 537万3000円

原告母Aが原告会社の株式5373株を取得した原因は、訴外父Aからの贈与等によるものであったと認めるのが相当であるから、所得税法60条1項の規定により、取得費の額が引き継がれることになる。これを前提とすると、1株当たりの取得費の額は、額面と同額である1000円と推認することができるから、これに当該株式5373株を乗じた金額である537万3000円が取得費の額になる。

(ウ) 講渡に要した費用の額 零円

本件取引1(原告母A分)については、講渡に要した費用があるとは認められない。

10 ウ 所得控除の額の合計額 50万5850円

標記の金額は、後記(ア)から(ウ)までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 7万5850円

標記の金額は、本件確定申告書(原告母A分)に記載された社会保険料控除の額と同額である。

16 (イ) 生命保険料控除の額 5万円

標記の金額は、本件確定申告書(原告母A分)に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書(原告母A分)に記載された基礎控除の額と同額である。

エ 課税総所得金額 866万円

標記の金額は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

25 オ 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 7555万円

標記の金額は、前記イの金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に

より1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

カ 差引所得税額 1223万0006円

標記の金額は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額から後記(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 135万5800円

標記の金額は、前記エの金額に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。)所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 1133万2500円

標記の金額は、前記オの金額に租税特別措置法37条の10第1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 配当控除の額 45万8294円

標記の金額は、前記アの金額に所得税法92条1項(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)3号イ所定の税率を乗じて計算した金額である。

キ 申告納税額 1061万5100円

標記の金額は、上記カ及び後記(ア)の金額の合計額から後記(イ)の金額を控除した金額(ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 復興特別所得税の額 25万6830円

標記の金額は、前記カの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 187万1670円

標記の金額は、本件確定申告書（原告母A分）に記載された前記ア(イ)の配当に係る源泉徴収税額並びに前記ア(イ)の金額に所得税法182条2号所定の税率を乗じて計算した金額及びその金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

5 (2) 被告の主張する原告母Aに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記(1)キの金額であり、裁決により一部取り消された後の本件更正処分（原告母A分）における納付すべき税額と同額になるから、この本件更正処分（原告母A分）については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分（原告母A分）の適法性

10 (1) 上記1(2)で述べたように、本件更正処分（原告母A分）は、適法なものであるところ、本件更正処分（原告母A分）により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となつた事実のうちに、本件更正処分（原告母A分）の前ににおける税額の計算の基礎とされていなかつたことについて国税通則法65条4項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分（原告母A分）に伴つて原告母Aに課されるべき過少申告加算税の額は、174万円であり、これは、後記ア及びイの金額の合計額と同額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 119万7000円

20 標記の金額は、本件更正処分（原告母A分）に基づき新たに納付すべきことになった税額1197万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に国税通則法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額 54万3000円

25 標記の金額は、本件更正処分（原告母A分）に基づき納付すべきことになった税額1197万1000円から期限内申告税額110万3966円を控

除した金額1086万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法65条2項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）所定の税率を乗じて計算した金額である。

- 5 (3) 被告の主張する本件更正処分（原告母A分）に伴って原告母Aに課されるべき過少申告加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分（原告母A分）における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分（原告母A分）については、適法なものと認められる。

【別紙8】

本件更正処分等（原告長男A分）の適法性（被告の主張）

1 本件更正処分（原告長男A分）の適法性

(1) 被告の主張する原告長男Aに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 439万6475円

標記の金額は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 配当所得の金額 284万8875円

標記の金額は、後記a及びbの金額の合計額である。

a 原告会社の株式に係る配当の金額 33万4000円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された原告会社の株式に係る配当の金額と同額である。

b 本件取引1（原告長男A分）に係るみなし配当の金額 251万4875円

標記の金額は、本件取引1（原告長男A分）に係るみなし配当の金額であり、所得税法25条1項の規定により、その譲渡価額501万円から、資本金等の額4535万9000円（後記(a)及び(b)の金額の合計額から後記(c)の金額を控除した金額）を原告会社の発行済株式の総数3万0359株（ただし、自己株式の数を控除した後のもの）で除した上でその対象とされた原告会社の株式1670株を乗じた金額である249万5125円（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの）を控除した金額である。

(a) 原告会社の資本金の額 6000万円

(b) 原告会社の資本準備金の額 1500万円

(c) 自己株式の額 2964万1000円

(イ) 給与所得の金額 154万7600円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された給与所得の金額と同額である。

イ 未公開分株式等譲渡所得等の金額 2348万2015円

標記の金額は、本件取引1（原告長男A分）に係る未公開分株式等譲渡所得等の金額であり、後記(ア)の金額から後記(イ)及び(ウ)の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 本件取引1（原告長男A分）に係る収入金額 2515万2015円

別紙7の1(1)イ(ア)で述べたところを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1（原告長男A分）の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万656.7円になるところ、本件取引1（原告長男A分）は、1株当たり3000円で原告会社の株式1670株を譲渡したものであるから、同号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものといえる。そのため、本件取引1（原告長男A分）は、当該株式1670株のその時における価額に相当する金額である2766万6890円により資産の譲渡があったものとみなされることになるから、その金額から前記ア(ア)bの金額を控除した金額である2515万2015円が、それに係る収入金額になる。

(イ) 取得費の額 167万円

原告長男Aが原告会社の株式1670株を取得した原因は、訴外父Aからの贈与等によるものであったと認めるのが相当であるから、所得税法60条1項の規定により、その取得費の額が引き継がれることになる。これを前提とすると、1株当たりの取得費の額は、額面と同額である1000円と推認することができるから、これに当該株式1670株を乗じた金額である167万円が取得費の額になる。

(ウ) 譲渡に要した費用の額 零円

本件取引1（原告長男A分）については、譲渡に要した費用があるとは認められない。

ウ 所得控除の額の合計額 7.4万7767円

標記の金額は、後記(ア)から(ウ)までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 31万7767円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の額 5万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された基礎控除の額と同額である。

エ 課税総所得金額 364万8000円

標記の金額は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

オ 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 23.48万2000円

標記の金額は、前記イの金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

カ 差引所得税額 368万1956円

標記の金額は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額から後記(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 30万2100円

標記の金額は、前記エの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 352万2300円

標記の金額は、前記オの金額に租税特別措置法37条の10第1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 配当控除の額 14万2444円

標記の金額は、前記ア(ア)の金額に所得税法92条1項3号イ所定の税率を乗じて計算した金額である。

キ 申告納税額 313万3400円

標記の金額は、上記カ及び後記(ア)の金額の合計額から後記(イ)の金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 復興特別所得税の額 7万7321円

標記の金額は、前記カの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 62万5839円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男A分）に記載された前記ア(ア)aの配当及び前記ア(イ)の給与等に係る源泉徴収税額並びに前記ア(ア)bの金額に所得税法182条2号所定の税率を乗じて計算した金額及びその金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(2) 被告の主張する原告長男Aに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記(1)キの金額であり、裁決により一部取り消された後の本件更正処分（原告長男A分）における納付すべき税額と同額になるから、この本件更正処分（原告長男A分）については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分（原告長男A分）の適法性

(1) 上記1(2)で述べたように、本件更正処分（原告長男A分）は、適法なものであるところ、本件更正処分（原告長男A分）により新たに納付すべきこととな

った税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件更正処分（原告長男A分）の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分（原告長男A分）に伴って原告長男Aに課されるべき過少申告加算税の額は、55万1000円であり、これは、後記ア及びイの金額の合計額と同額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 38万4000円

標記の金額は、本件更正処分（原告長男A分）に基づき新たに納付すべきことになった税額384万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に国税通則法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額 16万7000円

標記の金額は、本件更正処分（原告長男A分）に基づき納付すべきことになった税額384万0100円から50万円（なお、期限内申告税額はこれを超えるものではない。）を控除した金額334万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法65条2項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件更正処分（原告長男A分）に伴って原告長男Aに課されるべき過少申告加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分（原告長男A分）における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分（原告長男A分）については、適法なものと認められる。

【別紙9】

本件更正処分等（原告長男B分）の適法性（被告の主張）

1. 本件更正処分（原告長男B分）の適法性

(1) 被告の主張する原告長男Bに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 1億8845万4234円

標記の金額は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 配当所得の金額 130万2000円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された配当所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 1億8715万2234円

標記の金額は、後記a及びbの金額の合計額から後記cの金額を控除した金額である。

a 原告会社からの給与等の金額（ただし、後記bの金額を除く。） 1
990万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された原告会社からの給与等の金額と同額である。

b 本件取引2に係る給与等の金額 1億6970万2234円

所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定しているところ、基本通達36-36の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達17.8から18.9-7までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告長男Bは、評価通達18.8の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達18.8の(2)所定の

「中心的な同族株主」にも該当するものであったことから、原告会社は、
基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当
するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189
-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、
別紙12の表のとおり、1株当たり2万5633円になるから、原告長
男Bが1株当たり3000円で原告会社の株式7498株を取得した本
件取引2によって享受した経済的な利益の価額は、標記の金額になる。

c 紙与所得控除額 245万円

標記の金額は、前記a及びbの金額の合計額について、所得税法28
条3項（平成26年法律第10号による改正前のもの）の規定により計
算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 268万8252円

標記の金額は、後記(ア)から(オ)までの金額の合計額である。

(ア) 医療費控除の額 1万3525円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された医療費控
除の額と同額である。

(イ) 社会保険料控除の額 186万0827円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された社会保険
料控除の額と同額である。

(エ) 生命保険料控除及び地震保険料控除の額 5万3900円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された生命保険
料控除及び地震保険料控除の額と同額である。

(オ) 配偶者控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された配偶者控
除の額と同額である。

(オ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された基礎控除の額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億8576万5000円

標記の金額は、前記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 差引所得税額 7144万4900円

標記の金額は、後記(ア)の金額から後記(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 7151万円

標記の金額は、前記ウの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 配当控除の額 6万5100円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された配当控除の額と同額である。

オ 申告納税額 6.8万4834円

標記の金額は、上記エ及び後記(ア)の金額から後記(イ)及び(ウ)の金額をそれぞれ控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 復興特別所得税の額 150万0342円

標記の金額は、前記エの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 前記ア(ア)の配当に係る源泉徴収税額 2.6万5868円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された前記ア(ア)の配当に係る源泉徴収税額と同額である。

(ウ) 前記ア(イ)a の給与等に係る源泉徴収税額 340万9800円

標記の金額は、本件確定申告書（原告長男B分）に記載された前記ア(イ)

a の給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

(二) 前記アイ) b の給与等に係る源泉徴収税額 6.858万4740円

標記の金額は、別紙1-0の1(2)の金額と同額である。

(2) 被告の主張する原告長男Bに係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記(1)オの金額であり、本件更正処分(原告長男B分)における納付すべき税額を上回ることになるから、本件更正処分(原告長男B分)については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分(原告長男B分)の適法性

(1) 上記1(2)で述べたように、本件更正処分(原告長男B分)は、適法なものであるところ、本件更正処分(原告長男B分)により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となつた事実のうちに、本件更正処分(原告長男B分)の前における税額の計算の基礎とされていなかつたことについて国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分(原告長男B分)に伴つて原告長男Bに課されるべき過少申告加算税の額は、7000円であり、これは、本件更正処分(原告長男B分)に基づき新たに納付すべきことになった税額7万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件更正処分(原告長男B分)に伴つて原告長男Bに課されるべき過少申告加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分(原告長男B分)における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分(原告長男B分)については、適法なものと認められる。

【別紙10】

本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性（被告の主張）

1 本件納税告知処分（原告会社分）の適法性

(1) 原告長男Bが本件取引2によって経済的な利益を享受していたことは、別紙9の1(1)ア(イ)bで述べたとおりであるところ、これは、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものであるから、原告会社は、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。なお、これは、あらかじめ支給額、支給基準及び支給期がいずれも定められておらず、賞与としての性質を有するものであったといえる。

10 (2) 被告の主張する平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等の額は、6858万4740円であるところ、その計算過程は、次のとおりである。

すなわち、後記アの金額の12分の1の割合に相当する金額は、1414万1852円になるところ、この金額及び後記イの金額の合計額に復興財源確保法29条1項1号の規定を適用して計算すると、583万2765円になる。そして、この金額から同様に計算した後記イの給与に係る源泉所得税等の額11万7370円を控除した金額に12を乗じて計算すると、上記の金額になる。

ア 本件取引2による経済的な利益の価額 1億6970万2234円

標記の金額は、別紙9の1(1)ア(イ)bの金額と同額である。

イ 平成25年7月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの） 98万4424円

標記の金額は、平成25年分における源泉徴収原簿（乙17）に記載された同年7月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの）と同額である。

25 (3) 被告の主張する平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等の額は、前記(2)の金額であり、本件納税告知処分（原告会社分）における源泉所得税等の額を上回ることになるから、本件納税告知処分（原告会社分）については、

適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分（原告会社分）の適法性

- (1) 上記1(3)で述べたように、本件納税告知処分（原告会社分）は、適法なものであるところ、平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等が法定納期限までに完納されなかったことについて国税通則法67条1項（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「正当な理由」があるとは認められない。
- (2) 被告の主張する本件納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、529万9000円であるところ、これは、本件納税告知処分（原告会社分）に係る税額5299万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。
- (3) 被告の主張する本件納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分（原告会社分）における不納付加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分（原告会社分）については、適法なものと認められる。

本件取引の時における原告会社の株式の価額(被告の主張)
1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(第1表の1)

会社名	(電話) 原告会社		本店の所在地			
代表者氏名	原告長男B			取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種 番号	取引金額 の構成比
課税時期	平成25年 8月 22日		事業 内容	その他の建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	78	
直前期	自 平成24年 7月 21日 至 平成25年 7月 20日					
1. 株主及び評価方式の判定				納稅義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。		
判定	氏名又は名称	統括	会社における役職名	① 株式数 (株式の種類)	② 議決権数	③ 議決権割合 (②/①)
要 求 (課 税 時 期)	原告母A	納稅 義務者		株 5,373	5,373	17.1%
	原告長男A	子		1,670	1,670	5.5%
	訴外長女A	子		266	266	0.9%
	訴外二女A	子		190	190	0.6%
	原告長男B	甥		6,510	6,510	21.4%
現在の株式等の所有状況	■	姪		1,940	1,940	6.4%
	■	姪		1,690	1,690	5.6%
	その他の株主			12,721	12,721	41.9%
	自己株式			29,541		
納稅義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			④	⑤	(②/①)	
筆頭株主グループの議決権の合計数	①		③	⑥	(③/①)	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数	30,359		30,359	30,359	100	

2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)(第1表の1)

3. 会社の規模(Lの割合)の判定

判 定 要 素	項 目	金 額	項 目	人 数
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 1,877,397,137	直前期末以前1年間 における従業員数	〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員以外の従業員数〕 〔従業員数の労働時間の合計時間数〕 (人) + (時間) 1,800時間
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		100人以上の会社は、大会社(②及び③は不要) 100人未満の会社は、④及び⑤により判定		
② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分		
判 定 基 準	総資産価額(帳簿価額)	従業員数	取引金額	会社規模とLの割合(中会社)の区分
	卸売業 小売・サービス業	卸売業 小売・サービス業以外	卸売業 小売・サービス業	卸売業 小売・サービス業以外
定	20億円以上 14億円以上 20億円未満	10億円以上 7億円以上 10億円未満	10億円以上 7億円以上 10億円未満	50人超 50人超 50人以下
基	7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満	80億円以上 50億円以上 80億円未満
準	7,000万円以上 7億円未満 7,000万円未満	4,000万円以上 4億円未満 4,000万円未満	5,000万円以上 4億円未満 5,000万円未満	5人超 30人以下 5人以下
	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	2億円以上 25億円未満 2億円未満	20億円以上 12億円未満 6億円未満
	6億円以上 14億円未満	7億円以上 14億円未満	8,000万円以上 7億円未満 8,000万円未満	0.90 0.75 0.60
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と③欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。				
判 定	中会社 大会社 Lの割合 0.90 0.75 0.60	小会社		
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項				

3 特定の評価会社の判定の明細書(第2表)

		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が〇であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が〇である(該当)でない(非該当)	
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素					
1. 比率要素数1の会社		第4表の(B1)の金額	第4表の(C1)の金額	第4表の(D1)の金額	第4表の(B2)の金額	第4表の(C2)の金額	第4表の(D2)の金額		該 当	非該当
		円 13	銭 60	円 33	円 1,626	円 11	銭 90	円 30	円 1,526	判 定
2. 株式保有特定会社		判 定 要 素							会社の規模の判定 (該当する文字を〇で囲んで表示します。)	
		総資産価額 (第5表の①の金額)	株式及び出資の価額の合計額 (第5表の②の金額)			株式保有割合 (②/①)			大 会 社 中 会 社 小 会 社	
		① 千円 1,886,819	② 千円 209,437	③ % 11.1					大 会 社 中 会 社 小 会 社	
		判 定 基 準	会社の規模	大 会 社	中 会 社	小 会 社			25%以上 50%以上 50%未満 50%以上 50%未満	
			③の割合	25%未満	50%未満	50%未満			25%以上 50%以上 50%未満	
		判 定	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素							会社の規模の判定 (該当する文字を〇で囲んで表示します。)	
		総資産価額 (第5表の①の金額)	土地等の価額の合計額 (第5表の⑥の金額)			土地保有割合 (⑥/④)			大 会 社 中 会 社 小 会 社	
		④ 千円 1,886,819	⑥ 千円 374,417	⑥ % 19.8					大 会 社 中 会 社 小 会 社	
		判 定 基 準	会社の規模	大 会 社	中 会 社	小 会 社			・卸売業 20億円以上 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 10億円以上 4,000万円以上10億円未満 ・上記以外の業種 10億円以上 5,000万円以上10億円未満	
			⑥の割合	70%以上 70%未満 90%以上 90%未満	70%以上 70%未満	90%以上 90%未満			70%以上 70%未満 90%以上 90%未満	
		判 定	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当
4. 開業後3年未満の会社		判 定 要 素		判 定 基 準	課 税 時 期 に お い て 開業後3年未満である				課 税 時 期 に お い て 開業後3年未満でない	
		開業年月日	[REDACTED]	判 定	該 当				非 該 当	
5. 開業前又は休業中の会社		直前期末を基とした判定要素				判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも〇 である(該当)でない(非該当)			
		第4表の(B1)の金額	第4表の(C1)の金額	第4表の(D1)の金額						
		円 13	銭 60	円 33	円 1,525	判 定	該 当	非 該 当		
7. 特定の評価会社の判定結果		開業前の会社の判定	休業中の会社の判定				判 定			
		該 当	非該当	該 当	非該当		該 当	非該当		
		1. 比率要素数1の会社	2. 株式保有特定会社							
		3. 土地保有特定会社	4. 開業後3年未満の会社等							
		5. 開業前又は休業中の会社	6. 清算中の会社							
				該 当	非該当					
		該当する番号を〇で囲んでください。なお、上記の「1. 比率要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合は、後の番号の判定によります。								

4 一般の評価会社の株式の計算明細書(第3表)

1 原 則 的 評 価 方 式 に よ る 価 額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の②、③又は⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)
		① 7,108 円	② 45,745 円	③ 円
1 株 当 た り の 価 額 の 計 算	区分	1株当たりの価額の算定方法		
	大會社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)		
	中會社の株式の価額	①と②どおりいかが低い方の金額 Lの割合 (7,108 円 × 0.75) + (45,745 円 × (1 - 0.75))	②の金額 (③の金額があるときは③の金額) Lの割合 (16,767)	④ 円
2 配 当 還 元 方 式 に よ る 価 額	小會社の株式の価額	②の金額 (③の金額があるときは③の金額) と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円 × 0.60) + (円 × 0.60) = 円	⑤ 16,767 円	⑥ 円
	株式の価額の修正	株式の価額 (④、⑤又は⑥) 16,767 円	1株当たりの配当金額 200円 銭	修正後の株式の価額 16,567 円
	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当たりの たりの払込金額 割当株式数 (④、⑤又は⑥)(7) があるときは⑦)	1株当たりの配当株式数又は交付株式数 (1株+ 株) ÷ (1株+ 株)	修正後の株式の価額 円
3 株 式 に 關 す る 權 利 の 評 價	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 千円 ⑨	直前期末の発行済株式数 株 ⑩	直前期末の自己株式数 株 ⑪
	直前の期末配当金額	⑫ 年配当金額 千円	⑬ 左のうち非経常的な配当金額 千円 ⑭	⑮ 基引経常的な年配当金額 (⑫ - ⑬) 千円
	直前々期	千円 ⑯	千円 ⑰	千円 ⑯ (⑭ + ⑯) ÷ 2 千円
1 及 び 2 に 共 通	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑮) 千円 ÷ 株 = 円 銭	⑯ 〔この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。〕	
	配当還元価額	⑯の金額 円 銭 × 10% = 円 50円	⑰ 円	⑯の金額が原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。
1 及 び 2 に 共 通	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑯(配当還元方式の場合は⑯)の金額 円	円	株式の評価額 16,567 円
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑯(配当還元方式の場合は⑯)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込みべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	円	株式に関する権利の評価額 (円 銭)
	株式無償交付期待(交付される株式1株当たりの価額)	⑯(配当還元方式の場合は⑯)の金額	円	

5 類似業種比準価額等の計算明細書(第4表)

1. 1株当たりの資本金 等の額等の計算		直前期末の資本金等の額 ① 千円 45,359	直前期末の 発行済株式数 ② 株 60,000	直前期末の 自己株式数 ③ 株 29,641	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 円 1,494	1株当たりの資本金等の額を50円とし た場合の発行済株式数 (①÷50)⑤ 株 907,180	
直前期末以前 2(3)年間の年平均配当金額							
2 比 準 要 素 等 の 金 額 の 計 算	1株 50 円 当 た り の 年 配 当 金 額	事業年度 直前期 直前々期 直前々期 の前期	⑥ 年配当金額 千円 9,267 千円 15,446 千円 6,204	⑦ 左のうち 非経常的な年 配当金額(⑥-⑦) 千円 0 千円 0 千円 0	⑧ 差引経常的な年 配当金額(⑥-⑦) 千円 9,267 千円 15,446 千円 6,204	年平均配当金額 ⑨(⑧+⑨)÷2 千円 12,356 ⑩(⑧+⑨)÷2 千円 10,825	比準要素数1の会社・比準要素数0の 会社の判定要素の金額 ⑪ 円 13 ⑫ 円 11 ⑬ 円 60 銭 0
直前期末以前 2(3)年間の利益金額							
1株 50 円 当 た り の 年 利 益 金 額	事業年度 直前期 直前々期 直前々期 の前期	⑪ 法人税の課 税所得金額 千円 0 千円 0 千円 0	⑫ 左のうち 非経常的な 利益金額 不 算 入 額 千円 1,123 千円 763 千円 876	⑬ 受取配当等 の益 金 不 算 入 額 千円 155 千円 107 千円 123	⑭ 左の所得税 額 千円 31,301 千円 29,697 千円 27,660	⑮ 削減算入し た繰越欠損 金の控除額 千円 32,269 千円 27,640 千円 29,413	比準要素数1の会社・比準要素数0の 会社の判定要素の金額 ⑯ 又は(⑪+⑫)÷2 ⑭ 円 33 ⑯ 又は(⑪+⑫)÷2 ⑮ 円 30 ⑯ 又は(⑪+⑫)÷2 ⑯ 円 33
直前期末(直前々期末)の純資産価額							
1株 50 円 当 た り の 純 資 産 価 額	事業年度 直前期 直前々期	⑰ 資本等の額 千円 45,359 千円 45,892	⑱ 利益積立金額 千円 1,338,520 千円 1,339,174	⑲ 純資産価額 (⑰+⑱) 千円 1,388,879 千円 1,385,065	⑳ 純資産価額 千円 1,525 千円 1,526 千円 1,525	比準要素数1の会社・比準要素数0の 会社の判定要素の金額 ⑳ 又は(⑰+⑱)÷2 ⑲ 千円 1,388,879 ⑳ 又は(⑰+⑱)÷2 ⑳ 千円 1,385,065 ⑳ 又は(⑰+⑱)÷2 ⑳ 千円 1,525	
類似業種と 業種目番号 (No. 80)							
3 類 似 業 種 比 準 価 額 の 計 算	1. 類似業種の比準割合の計算 類似業種の比準価額の計算	課税時期の 属する月 8月 課税時期の 属する月の前月 7月 課税時期の 属する月の前月 6月 前年平均株価 A[①、②、③及び④のうち最も低いもの] 103	区分 評会社 類似業 種 要素別 比準割合 B 比 準 割 合 B 区 分 評会社 類似業 種 要素別 比準割合 B 比 準 割 合 B	1株(50円)当たり の年配当金額 ⑪ 円 121 ⑫ 円 123 ⑬ 円 119 ⑭ 円 103 ⑮ 円 103	1株(50円)当たり の年利益金額 ⑯ 円 33 ⑯ 円 15 ⑯ 円 15 ⑯ 円 20 ⑯ 円 20	1株(50円)当たり の純資産価額 ⑰ 円 1,525 ⑰ 円 199 ⑰ 円 199 ⑰ 円 766 ⑰ 円 766	1株(50円)当たりの 比準価額 ※ ※ ※ ※ ※
1. 類似業種の比準価額の計算 類似業種の比準価額の計算	課税時期の 属する月 8月 課税時期の 属する月の前月 7月 課税時期の 属する月の前月 6月 前年平均株価 A[①、②、③及び④のうち最も低いもの] 122	区分 評会社 類似業 種 要素別 比準割合 B 比 準 割 合 B 区 分 評会社 類似業 種 要素別 比準割合 B 比 準 割 合 B	1株(50円)当たり の年配当金額 ⑪ 円 145 ⑫ 円 148 ⑬ 円 143 ⑭ 円 122 ⑮ 円 122	1株(50円)当たり の年利益金額 ⑯ 円 33 ⑯ 円 17 ⑯ 円 17 ⑯ 円 94 ⑯ 円 94	1株(50円)当たり の純資産価額 ⑰ 円 1,525 ⑰ 円 210 ⑰ 円 210 ⑰ 円 726 ⑰ 円 726	1株(50円)当たりの 比準価額 ※ ※ ※ ※ ※	
1株当たりの比準価額 比準価額(⑯と⑰とのいすれか低い方)	237 円 0銭 × ④の金額 1,494 円 ⑯ 50円 7,108 円						
比準価額の修正 直前期末の翌日から課税 時期までの間に配当金交 付の効力が発生した場合	比準価額(⑯) 1株当たりの 配当金額 円 一 円 銭	1株当たりの 配当金額 円 一 円 銭				修正比準価額 ⑯ 円	
直前期末の翌日から課税 時期までの間に株式の割 当て等の効力が発生した 場合	比準価額(⑯) (⑯があるときは⑰) 円 + 円 銭 × 株) + (1株 + 株)	割当株式に株当たりの 払込金額 当株式数 又は交付株式数	1株当たりの割 当株式数 又は交付株式数	1株当たりの割 当株式数 又は交付株式数		修正比準価額 ⑯ 円	

6 1株当たりの純資産額(相続税評価額)の計算明細書(第5表)

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）

(注)】 評価通達に基づき評価した金額である。

評価過程に基づき評価した金額、又は、本件取引1の時の金融商品取引所の公示する最終価格に株数を乗じた金額である。

3. 評価額は評価した金額である。

訳価額に基づき譯価1を価額を1.25倍した金額である。

訳箇句選に基づく翻訳した圖紙を、眞似した並置である。

6 実物取引の際に生じた差益を確定勘定及び販売計画額とする。

本件取引2の時における原告会社の株式の価額(被告の主張)

1 一般の評価会社の株式の計算明細書(第3表)

1 原 則 的 評 価 方 式 に よ る 価 額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の②、⑦又は⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑭の記載がある場合のその金額)	
		① 5,922 円	② 45,745 円	③ 円	
区 分			1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額	
株式の価額			①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)	④ 円	
中会社の株式の価額			①と②とのいずれか低い方の金額 × 75% + (① + ②) × 25% 円 × (1 - 0.75) + (① + ②) × 0.25	⑤ 円	
小会社の株式の価額			②の金額 (③の金額があるときは③の金額) と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 × 0.50 + (④ + ⑤) × 0.50 = ⑥ 円 × 0.50 + (45,745 円 × 0.50) = 25,833 円	⑥ 円 25,833	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥) 25,833 円	1株当たりの配当金額 200円 銭	修正後の株式の価額 25,633 円	
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥) ⑦ 円 + (⑧) 円 × (⑨) 株 ÷ (⑩ + ⑪) 株	割当株式1株当たりの払込金額 割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 千円 × 千円 株 ÷ 株	修正後の株式の価額 円	
2 配 当 還 元 方 式 に よ る 価 額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 千円 ⑨	直前期末の発行済株式数 千円 ⑩	直前期末の自己株式数 千円 ⑪	
				1株当たりの資本金等の額 千円 ⑫ × (⑬ + ⑭ - ⑮) 千円	
直 前 期 配 付 金 額 以 上 金 額	事業年度	⑯ 年配当金額 千円	⑰ 左のうち非経常的な配当金額 千円 ⑪	⑯ 差引総常的な年配当金額 千円 ⑭ - ⑮	
	直前期			⑰ (⑯ + ⑰) ÷ 2 千円	
2 直 前 々 期 年		千円	千円 ⑫	千円	
配 当 還 元 価 額	年平均配当金額(⑯) 1株(50円)当たりの年配当金額	⑰ の株式数 千円 + 千円 =	⑪ 株 = 円 銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
	配当還元価額 円 銭 × 10% — 50円 =	⑯ の金額 円 銭 × 10% — 50円 =	⑰ 円	⑯ の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。	
3 株 式 に 關 する 權 利 の 價 額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)	
	1 及 2 及 其 他 の 權 利 の 價 額	⑮ (配当還元方式の場合 は⑯) の金額 新株式1株当たりの 払込金額 円 銭	円	株式の評価額 円 25,633	
株 主 と な る 權 利 (割当株式1株当たりの価額)		⑯ (配当還元方式の場合 は⑯) の金額 (課税時期 後にその株主となる権利につき払い込むべき金額が あるときは、その金額を控除した金額)	円	株式に関する 権利の評価額 円 銭	
	株式無償交付期待 (交付される株式1株当たりの価額)	⑯ (配当還元方式の場合 は⑯) の金額	円		

2 類似業種比準価額等の計算明細書(第4表)

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (①+②-③)	1株当たりの資本合算の額を50円とした場合の発行済株式数 (①+50円)			
①	千円	②	株	③	株	④	円	⑤	株
45,359		60,000		29,641		1,494		907,180	
2. 比率の年配当金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
1株50円当たりの年配当金額	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な年配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨	円	銭		
事業年度	千円	千円	千円	千円	⑩(⑦+⑧)÷2	千円		⑪	円
直前期	9,267	0	9,267		12,366			⑫	銭
直前々期	15,446	0	15,446			千円	11	0	
直前々期の前期	6,204	0	6,204		10,825			⑬	13 円 60 銭
3. 直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額							1株(50円)当たりの年配当金額(B)の金額		
1株50円当たりの年利益金額	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 左のうち 非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の益金額 不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	又は(⑪+⑬)÷2	⑰	円
事業年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	33	⑱	
直前期	0	0	1,123	155	31,301	千円	32,269	⑲	円
直前々期	0	2,733	783	107	29,697	千円	27,640	⑳	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑲+⑳)÷2 の金額
直前々期の前期	0	0	876	123	27,660	千円	28,413	㉑	33 円
4. 直前期末(直前々期末)の純資産価額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
1株50円当たりの純資産価額	⑪ 資本等の額	⑫ 利益積立金額	⑬ 純資産価額 (⑪+⑫)	⑭	円	銭	又は(⑪+⑫)÷2	㉒	1,525 円
事業年度	千円	千円	千円	千円	千円			㉓	円
直前期	45,359	1,338,520	1,383,879					㉔	1,526
直前々期	45,892	1,339,174	1,385,066					㉕	1株(50円)当たりの純資産価額(B)の金額
				㉖	千円	銭		㉗	1,525 円
5. 類似業種と業種目番号		その他の建築材料、鉄物、金属材料等卸売業 (No. 80)					比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
1. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月	月	①	円	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月の前月	月	②	円	比準割合の計算	評会社	③	円	又は(①×②)×0.7
5. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月の前々月	月	③	円		類似業種	④	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5
1. 類似業種の比準価額の計算	前年平均株価	円	④	円		要素別比準割合	⑤	円	
3. 類似業種の比準価額の計算	A(①、②、③及び④のうち最も低いもの)	円	⑥	円		比準割合	⑦	円	
5. 類似業種の比準価額の計算	前年平均株価	円	⑦	円			⑧	円	
1. 類似業種と業種目番号	建設材料、鉄物、金属材料等卸売業 (No. 78)						⑨	円	
3. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月	月	⑧	円			⑩	円	※(23)×(24)×0.7
5. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月の前月	月	⑨	円			⑪	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5
1. 類似業種の比準価額の計算	課税時期の属する月の前々月	月	⑩	円			⑫	円	
3. 類似業種の比準価額の計算	前年平均株価	円	⑪	円			⑬	円	
5. 類似業種の比準価額の計算	A(⑧、⑨、⑩及び⑪のうち最も低いもの)	円	⑫	円			⑭	円	
1. 1株当たりの比準価額	比準価額(㉖と㉗とのいずれか低い方)	円	198	円	0銭	× ④の金額	1,494 円	㉘	5,922 円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(㉖)		1株当たりの配当金額	円	円	修正比準価額	㉙ 円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比準価額(㉖)(㉖があるときは㉖)		割当株式1株当たりの払込金額	円	円	修正比準価額	㉚ 円
					当株式数				
					1株当たりの割当株式数 又は交付株式数	株	株		
					株) ÷ (1株+ 株)				

3.1 株当たりの純資産額(相続税評価額)の計算明細書(第5表)

1. 資産及び負債の金額（該税時期現在）

資産の部			負債の部		
科 目	相続税評価額又は時価	備考	科 目	相続税評価額	備考
現 金 預 金	210,819	帳簿価額による	支 払 手 形	149,118	帳簿価額による
受 取 手 形	67,547	帳簿価額による	買 掛 金	162,012	帳簿価額による
先 払 金	389,869	(注)1	未 払 金	20,700	帳簿価額による
有 価 証 券 商 品	209,037 176,166	(注)2 (注)1	預 り 金	10,485	帳簿価額による
積 立 金	5,625	(注)1	未 払 配 当 金	118	帳簿価額による
貸 付 金	7,938	帳簿価額による	未 払 消 費 費	3,551	帳簿価額による
仮 払 金	1,086	帳簿価額による	長期借入金	106,928	帳簿価額による
未 収 入 金	20	帳簿価額による	社 債	40,000	帳簿価額による
建 物	364,070	(注)3	未 納 高 低 質 産 税	4,528	(注)6
建 物 付 屬 設 備	3,946	帳簿価額による			
機 械 物	4,116	帳簿価額による			
車両運搬具	18,061	帳簿価額による			
工具器具備品	427	帳簿価額による			
土 地	374,417	(注)4			
電 話 加 入 権	30	(注)1			
無 形 固 定 資 産	62	帳簿価額による			
出 資 金	310	(注)5			
会 员 権	602	(注)1			
保 険 積 立 金	22,809	帳簿価額による			
生命保険契約に対する損利	29,962	(注)1			
合 計	① 1,886,819	②	合 計	③ 498,042	④
株式及び出資の価額の合計額	⑤ 209,437	⑥			
土地等の価額の合計額	⑦ 374,417	⑧			
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑨ 0	⑩			
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算			3. 1株当たりの純資産価額の計算		
相続税評価額による純資産価額 (① - ③)	⑤ 1,388,777	千円	課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑥ - ⑩)	⑪ 1,388,777	千円
帳簿価額による純資産価額 (⑦ + ⑨ - ⑤)、マイナスの場合(0)	⑫	千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①) - 自己株式数	⑬ 30,389	株
評価差額に相当する金額 (⑤ - ⑪、マイナスの場合(0))	⑭ 45,745	千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪ - ⑬)	⑮ 45,745	円
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑭ × 42%)	⑯	千円	同族株主等の譲渡割合(第1表の1の⑫の割合)が50%以下の場合は(⑪ - ⑬)	⑰	円

(注)1 評価額に基づき評価した金額である。

2 本件取引2の時の金融商品取引所の公示する最終価格に換算した金額である。

2 評価遅延に影響する評価者と会話、文言、
3 語彙遅延に基づく評価と会話による

3 評価過達に基づき評価した金額である。
4 評価過達に基づき評価した金額を1.25倍した金額である。

5 両社間の取引額は前年比で約1.2倍である。

5 評価額は基づき評価した金額、又は、帳簿金額である。

6 本件取引2の時において未払であった固定資産税及び都市計画税である。

これは正本である。

令和4年2月14日

東京地方裁判所民事3部

裁判所書記官 佐々木ルミ

